

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	40 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	47 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	28 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 50 年 3 月までの期間、51 年 1 月から 53 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 54 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 51 年 1 月から 53 年 3 月まで
③ 昭和 53 年 4 月から 54 年 9 月まで

私は、昭和 54 年の夏ごろに、区役所の窓口で、「今なら、未納期間の国民年金保険料をまとめて納付することができる。」と言われたので、未納期間の保険料額を計算してもらい帰宅した。帰宅後すぐに、妻に相談して、未納期間の保険料を納付することにしたが、手持ちのお金だけでは足りなかったので、不足分を姉から借りて納付した。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年の夏ごろに、未納期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、この時期は、第 3 回特例納付の実施期間中であり、申立期間①及び②は、強制加入期間であったことが、申立人が所持する国民年金手帳により確認できることから、当該期間は、特例納付により保険料を納付することが可能な期間であった。

また、申立人が納付したとする金額は、申立期間①及び②の国民年金保険料を実際に第 3 回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人が未納期間の国民年金保険料を納付するためにお金を借りたとするその姉は、昭和 50 年代半ばごろに、申立人が保険料を納付するた

めに、申立人にお金を貸した旨証言している。

加えて、申立期間③は、申立人が未納期間の国民年金保険料を納付したとする昭和 54 年の夏ごろの時点では、過年度納付及び現年度納付により保険料を納付することが可能な期間であり、未納期間の保険料をまとめて納付したとする申立人が 18 か月と比較的短期間である申立期間③の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その上、申立期間③直後の昭和 54 年 10 月から申立人が 60 歳に到達するまでの 19 年以上にわたる国民年金保険料は、すべて納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から52年3月まで
② 昭和55年7月から同年9月まで

私の国民年金保険料については、結婚前は私の父親が、結婚後は私の妻が納付していたはずだ。申立期間①については、妻は納付済みになっている。妻が自身の保険料だけを納付し、私の分を納付しなかったとは考えられない。

また、申立期間②について、昭和55年度は、私の妻の国民年金保険料も3か月未納になっているということだが、第三者委員会に申立てをするまでそのことは知らなかった。妻の保険料の納付状況から、妻自身がわずか3か月の保険料を未納にしたとは考えられないし、私の分を納付しなかったとも考えられない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その妻が夫婦の国民年金保険料を納付しており、自身の前後の保険料が納付済みであること、その妻の保険料の納付状況などから、わずか3か月である申立期間②の保険料を妻が納付しなかったとは考えられないと述べている。

申立人及びその妻の特殊台帳では、申立期間②は、申立人、妻共に国民年金保険料は未納とされているが、同年度の備考欄に納付書を発行したことを示す「納発」の印が確認できる。申立人の妻は、当該3か月を除いて国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることに加え、60歳以降も国民年金に任意加入し、満額の基礎年金が受給できる保険料納付済み月数

を満たしていることから、国民年金に関する意識及び保険料の納付意欲は高かったと認められ、このような申立人の妻が、納付書が発行されながら、わずか3か月の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和45年2月に結婚した後は、妻が夫婦の国民年金保険料を納付することになり、結婚後の夫婦の保険料の納付状況を比較し、妻のみが保険料を納付していたとは考えられないと述べている。

申立人は、結婚するまでは実家（A区）に居住し、結婚後は妻の実家（B区）に転居し、その後、昭和50年10月に夫婦でC区に転居している。申立人の妻が、B区で申立人の国民年金保険料を納付するためには、住民登録上の手続とは別に、A区からB区への国民年金の住所変更手続を行い、新たにB区で保険料が賦課される必要があるが、申立人の被保険者台帳（特殊台帳）及びC区の国民年金被保険者名簿からは、申立人がA区からB区への住所変更手続を行った形跡がうかがえず、結婚後のB区における申立人への保険料賦課状況が不明である。

また、C区の被保険者名簿には、申立人が昭和50年10月に同区に転入し、その後、52年2月になって国民年金の住所変更を行ったことをうかがわせる記載があり、その際に確認されたと考えられるそれまでの国民年金保険料の納付状況が、「36年4月から41年3月未納」「41年4月から46年3月納付」「46年4月以降未納」と記載されている。これらの記載は、特殊台帳及びオンライン記録と合致していることに加え、当該名簿に、「転入前現年度納付記録未納」の記載があることを考え合わせると、申立人の妻が、申立期間①のうち、保険料納付期限を経過した46年4月から51年12月までの保険料を納付していたと考えることは難しい。

さらに、申立人が住所変更を行ったと考えられる昭和52年2月の時点において、申立期間①のうち昭和51年度については、C区において現年度で国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられるが、この場合、申立人は昭和52年2月を起点に、51年4月までの保険料をさかのぼって納付しなければならない。しかし、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその妻も、「夫婦なのだから、自分の分だけを納付するとは考えられない。」と述べるにとどまり、国民年金に関する諸手続の詳細が不明である上、夫婦からは、保険料をさかのぼってまとめて納付した旨の主張も無い。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年4月まで
② 昭和42年2月
③ 昭和45年3月から52年6月まで
④ 昭和52年8月及び同年9月

申立期間①について、昭和36年ごろ、私の父親が町役場で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付していたが、私が結婚した38年1月以降は、私は父親から私の国民年金手帳をもらい、私が自宅に来た集金人に保険料を納付して国民年金手帳にスタンプを押してもらったことを記憶している。私たち夫婦が同年11月に転居してからは、私が出産前だったので、夫が区役所で私の保険料を納付していた。

申立期間②について、私の夫が昭和42年2月に会社を退職したときに、私は、国民年金の再加入手続を行い、1か月分の国民年金保険料を納付した。

申立期間③の国民年金保険料については、当初、私又は夫が毎月自宅に来た集金人に納付し、昭和47年ごろからは、私の仕事の都合により、金融機関で納付したこともある。51年からは、口座振替により保険料を納付していた。

申立期間④の国民年金保険料については、還付とされているが、私は保険料の還付を受けていない。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされ、申立期間④の保険料が還付とされていることに納得がいかない

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和 38 年 4 月から同年 10 月までについて、申立人は、36 年 4 月ごろ、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人は、35 年 10 月ごろに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが後に判明し、統合されていることが確認でき、当該期間の国民年金保険料を納付することが可能であったと考えられる。

また、申立人は昭和 38 年 1 月に結婚した際、その父親から国民年金手帳をもらい、その後は申立人が集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当時、申立人が居住していた市では集金人制度が実施されていたことが確認できる上、申立人は男性の集金人に保険料を納付し、国民年金手帳にスタンプを押してもらったことを具体的かつ鮮明に記憶していることから、申立内容に不自然さは認められない。

2 一方、申立期間①のうち、昭和 38 年 11 月から 39 年 4 月までの期間、申立期間②及び③について、申立人は、その夫が国民年金の再加入手続を行い、申立人又はその夫が当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、再加入手続等を行ったとするその夫は既に他界しており、保険料を納付していたとする申立人は保険料の納付方法及び納付場所の記憶が曖昧であることから、国民年金の再加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、上記 1 のとおり、申立人には昭和 35 年 10 月ごろに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたものの、その夫が厚生年金保険被保険者資格を取得した 38 年 11 月に国民年金の被保険者資格を喪失しており、現在、基礎年金番号となっている手帳記号番号は 54 年 9 月に払い出されていることが確認できることから、申立期間①のうち、38 年 11 月から 39 年 4 月までの期間、申立期間②及び③は、当時、申立人は国民年金に未加入で国民年金保険料を納付することはできず、申立人にこれらの期間に更に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①のうち、昭和 38 年 11 月から 39 年 4 月までの期間、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立期間④の国民年金保険料について、申立人は、還付を受けていないと主張しているが、申立人の特殊台帳では、昭和 52 年 7 月から同年 9 月までの保険料の一部を同年 7 月の保険料に充当し、残金を還付した記載が明記されていることから、52 年 7 月から同年 9 月までの保険料は時効後に納付されたものの、当時は第 3 回特例納付の実施期間であったため、保険料の一部を特例納付により同年 7 月の保険料に充当し、残金は還付手続が行

われたことが確認できる。

また、申立人の被保険者名簿にも、申立期間④の国民年金保険料が昭和54年12月に収納され、55年8月に還付された記載があり、還付金額についても特殊台帳と一致しており、記載に不備は見られず、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から同年11月までの国民年金の納付記録については、国民年金第3号被保険者期間として保険料納付済期間であると認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から同年11月まで

私は、昭和62年4月に結婚し、私の夫が厚生年金保険の被保険者であったことから、同年5月に第3号被保険者該当の届出を行った。申立期間当時、私は、専業主婦であり、夫は、厚生年金保険の被保険者であったにもかかわらず、平成8年2月9日に申立期間について第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更されている。申立期間は第3号被保険者期間であったにもかかわらず、第1号被保険者で未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、専業主婦となり、その夫が厚生年金保険の被保険者であったことから、昭和62年5月以降は第3号被保険者であったところ、オンライン記録によると、平成8年2月9日に、申立人は、申立期間についてさかのぼって第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更されていることが確認できるものの、申立期間当時、申立人は、結婚直後と同様に専業主婦であり、夫も厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人が第1号被保険者に該当する理由は見当たらない上、当時、申立人は、国民年金の種別変更手続をした記憶は無く、社会保険庁（当時）の申立人に関する種別変更手続の資料は既に廃棄済みであることから、申立人の種別変更に係る記録訂正が行われた理由は不明である。

また、申立人の夫は、「妻（申立人）は、ずっと専業主婦であり、私の被扶養者であった。私は、平成4年12月に自分で会社を立ち上げたときから、社会保険や税金等の手続に関して、専門家に依頼しており、私が8年に妻の

種別変更手続を行ったことや同専門家にその手続を依頼したこともない。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金の納付記録については、国民年金第3号被保険者として保険料納付済期間であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から46年3月までの期間及び平成2年12月から3年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から46年3月まで
② 平成2年12月から3年1月まで

申立期間①について、私は、しばらく国民年金保険料を納付していなかったが、昭和46年の秋ごろに区役所に問い合わせたところ、「今までは2年しかさかのぼれなかったが、今は、特例納付制度により、すべての未納期間の保険料をさかのぼって納付することができる。」と聞き、経済的にも余裕があったので、4万円から5万円ぐらいの金額をさかのぼってまとめて納付した。

申立期間②については、私の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和46年の秋ごろ、未納となっていた国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人が保険料を納付したとする時期は、第1回特例納付が実施されていた時期であり、申立期間①は国民年金の強制加入期間であった上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間①の保険料を特例納付及び過年度納付により納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①当時、申立人の夫の標準報酬月額は最高等級であったことが確認できる上、申立人自身も収入があったことが確認できることから、

申立期間①の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付により納付するだけの十分な資力があったものと考えられる。

さらに、申立人は、未納となっていた申立期間①の国民年金保険料を納付するために区役所に問い合わせ、職員から特例納付について聞いた経緯を具体的かつ鮮明に記憶しており、その主張には信憑^{びよう}性が認められる。

加えて、申立期間②について、申立人は、その夫が未納が無いように国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間②の前後の期間の保険料は納付済みとなっており、その前後の期間を通じて、申立人の住所及びその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

その上、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、前納制度を利用するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 39 年 3 月まで

私は、国民年金制度発足当時、夫から、老後は子供たちに負担をかけないようにと国民年金の加入を勧められ、区役所の年金課で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、昭和 49 年 11 月に申立期間後の期間の保険料を追納した際に、窓口の担当者から特例納付の実施期間中であると聞き、しばらくして、区役所の出張所で夫婦二人分の保険料をさかのぼってまとめて 7 万円ぐらい納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 11 月に区役所で国民年金保険料を追納した際に、窓口の担当者から特例納付の実施期間中であると聞き、しばらくして、夫婦二人分の保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人が保険料を納付したとする時期は、第 2 回特例納付が実施されていた時期である上、申立人のオンライン記録及び国民年金手帳によると、申立期間は国民年金の強制加入期間であったことが確認できることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料を第 2 回特例納付により納付していることが確認できる上、申立人は、申立期間直後の昭和 39 年度の保険料を、第 2 回特例納付により納付していることが確認できるとともに、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間及びその直後の同年度の保険料を、実際に夫婦二人分特例納付により納付した場合の金額とおおむね一致

している。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付している上、追納している期間も確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年12月までの期間及び59年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から同年12月まで
② 昭和59年3月

私が20歳になってすぐに、母親が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。国民年金保険料については、母親が、自宅に来た集金人に、私と母親の二人分を一緒に納付していた。母親が、私の保険料をずっと納付していたはずであり、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になってすぐに、その母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人及びその母親の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは、昭和58年12月ごろに行われたものと推認でき、申立期間直前の同年6月の保険料は納付済みとされていることから、その母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、同年同月の保険料をさかのぼって納付しながら、6か月と短期間である申立期間①の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や申立人及びその父親の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の1か月と短期間である申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、申立期間①及び②を含む国民年金加入期間中に保険料の未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 48 年 9 月まで

私は、昭和 47 年に結婚した後、しばらくして、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口で未納期間の国民年金保険料の金額と月数を計算してもらい、市役所の窓口又は金融機関で 1 万 5,000 円ぐらいの保険料をさかのぼってまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、国民年金の加入手続を行った後に区役所の窓口又は金融機関でさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 10 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の保険料を過年度納付により納付することが可能であった上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を実際にまとめて納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の特殊台帳では、昭和 46 年度及び 47 年度の備考欄に過年度納付書が発行された形跡があることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間及び申立期間以外の厚生年金保険から国民年金への切替手続、住所変更手続及び氏名変更手続を適切に行っていることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から46年3月まで

昭和50年12月に、妻が、納付書により、私の45年9月から46年3月までの国民年金保険料を郵便局で納付し、領収証書も所持しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月に、その妻が、納付書により、申立人の45年9月から46年3月までの国民年金保険料を郵便局で納付し、領収証書も所持していると主張しているところ、i) 申立人が所持する領収証書に押されている領収印の日付から、その妻は、申立期間を含む45年9月から46年3月までの保険料を第2回特例納付により納付しようとしたものと推認されること、ii) その領収証書に記載されている金額は、第2回特例納付の1か月当たりの保険料額ではなく、申立期間当時の定額保険料額で計算されていること、iii) 納付された金額で賄える45年9月から申立期間直前の同年11月までの保険料は、納付済みとされていることから、その当時、社会保険庁(当時)から、申立人に対して、不足額の納付書が送付されていたものと考えられ、その妻が、当該保険料を納付せず、そのまま未納にしていたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中の国民年金保険料は、すべて納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4827

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月及び同年3月

私が20歳になったところに、私の義父が私の国民年金の加入手続きを行い、私の母親、義父又は私が集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料については、昭和46年2月に転居したため集金人に納付することができなかったが、同年11月に結婚した後に保険料の未納に気付いたため、申立期間の保険料を過年度納付により納付し、その領収書を所持しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を過年度納付により納付し、その領収書を所持していると主張しているところ、申立人が所持する領収書には一部漏れがあるものの、様式及び記載状況等から当時作成されたものと認められ、納付されていたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、住所変更手続及び氏名変更手続を適切に行っていることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年10月から41年3月まで
③ 平成5年10月から6年3月まで

国民年金制度ができた当初から、内縁の夫が、私の国民年金の加入手続きを行い、私又は内縁の夫が、私の国民年金保険料を納付していた。

また、平成5年10月に仕事を辞めた際には、私が、直近まで勤めていた事業所の所在地の区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間③の国民年金保険料を納付していた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間について、申立人の特殊台帳の当該期間の記録欄には、国民年金保険料が過年度納付されたことを示す印が押されていることが確認できる。

2 一方、申立期間①及び②のうち昭和37年10月から40年3月までの期間について、申立人は、申立人又はその内縁の夫が、当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付時期、納付方法及び納付金額についての記憶が定かではない上、その内縁の夫は、既に他界していることから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間③について、申立人は、平成5年10月に、直近まで勤め

ていた事業所の所在地の区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その当時、申立人は、別の区に居住していたことが確認でき、国民年金の加入手続は、制度上、居住地の市(区)町村で行うこととされていることから、申立人が、その事業所の所在地の区役所で国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間③の国民年金保険料の納付時期、納付方法及び納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間③当時の、保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間①、②のうち昭和 37 年 10 月から 40 年 3 月までの期間及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年8月から同年10月までの国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月及び同年5月
② 昭和54年8月及び同年9月
③ 昭和55年10月及び同年11月
④ 昭和57年6月から同年9月まで
⑤ 昭和58年2月及び同3月
⑥ 平成5年8月から同年10月まで

私の夫は、昭和48年3月に区役所の出張所で私の国民年金の任意加入手続と付加保険料を納付するための手続を行い、国民年金保険料を付加保険料とともに、区役所や自宅近くの郵便局で納付してくれていた。

その後、私の国民年金保険料は、夫の銀行の預金口座からの振替により納付し、振替ができなかったときは、夫が納付書により郵便局で納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が付加保険料とともに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑥について、当該期間の前後の国民年金保険料を付加保険料も併せて納付しており、申立人が当時居住していた区の国民年金被保険者名簿によると、平成5年度の納付記録欄に一括して「納」の印が押されていることから、申立人が、当該期間の国民年金保険料も付加保険料を併せて納付していたものと認められる。

2 一方、申立期間①から⑤までについて、申立人は当該期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたと

するその夫は、当該期間の納付状況についての記憶が曖昧^{あいまい}であり、当時の納付状況を確認することができない。

また、申立期間①から⑤までは5回に及んでおり、これだけの回数^{回数}の事務処理を、同一の行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

ちなみに、上述のとおり、申立期間⑥については、国民年金被保険者名簿に「納」の印が押されているにもかかわらず、国民年金保険料が未納とされており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった形跡がみられるものの、申立期間①から⑤までの期間と申立期間⑥とは10年以上離れていること、申立期間①から⑤までは、短期間に未納期間が散見されるが、申立期間⑥は前後の期間が長期間にわたって納付済みとなっており、それぞれの時期での納付状況に相違^{ちがひ}がうかがわれることなどから、申立期間⑥^{期間}に不適切な事務処理が行われていた形跡があることをもって、申立期間①から⑤までの期間についても同様の処理がなされていたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①から⑤までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年8月から同年10月までの国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和 63 年 4 月から同年 8 月までの期間及び平成 4 年 12 月から 5 年 3 月までの期間についての国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から同年 8 月まで
② 平成 4 年 12 月から 5 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 4 月ごろ、区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、加入当初は郵便局で納付書により、その後は私の銀行の預金口座からの振替により納付してきたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ 5 か月及び 4 か月と短期間であることに加え、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付しており、申立人自身が 60 歳に到達した平成 4 年*月からは任意加入もするなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料を納付しており、当該期間の前後を通じて住所や職業に変更は無く、生活状況に変化があったことをうかがわせる特段の事情も見受けられないことから、途中の当該期間の保険料を納付していたとしても特段不合理ではない上、その妻の当該期間の保険料は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

昭和50年12月に、私が、納付書により、45年10月から46年3月までの国民年金保険料を郵便局で納付し、領収証書も所持しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月に、納付書により、45年10月から46年3月までの国民年金保険料を郵便局で納付し、領収証書も所持していると主張しているところ、i) 申立人が所持する領収証書に押されている領収印の日付から、申立人は、申立期間を含む45年10月から46年3月までの保険料を第2回特例納付により納付しようとしたものと推認されること、ii) その領収証書に記載されている金額は、第2回特例納付の1か月当たりの保険料額ではなく、申立期間当時の定額保険料額で計算されていること、iii) 納付された金額で賄える45年10月から申立期間直前の同年12月までの保険料は、第2回特例納付により納付されていることが、申立人の特殊台帳から確認できることから、その当時、社会保険庁(当時)から、申立人に対して、不足額の納付書が送付されていたものと考えられ、申立人が、当該保険料を納付せず、そのまま未納にしていたとは考え難い。

また、申立期間を除き、国民年金加入期間中の国民年金保険料は、すべて納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 7 月までの期間、同年 10 月から 59 年 11 月までの期間及び 60 年 2 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 58 年 7 月まで
② 昭和 58 年 10 月から 59 年 11 月まで
③ 昭和 60 年 2 月から 61 年 3 月まで

私は、40 歳になった昭和 52 年*月ごろ、老後のことを考えて区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、口座振替や納付書により毎月 5、6 千円を金融機関で納付していた。口座振替をした際、預金口座の残高不足で保険料が引き落とされなかったことが何回かあったが、区役所から保険料の口座振替ができなかった旨の通知及び納付書が自宅に届き、その都度私又は私の夫がすぐにその納付書により金融機関で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料について、口座振替や送付されてきた納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、当時、申立人が居住していた市の収滞納一覧表により、申立期間①、②及び③前後の保険料を口座振替や納付書により納付していることが確認できる上、保険料の納付を行ったとする金融機関は、当時、實在し、保険料の収納を行っていたことが確認できるとともに、申立人が納付したとする保険料額は、当時実際に納付した場合に必要な金額とおおむね一致していることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、国民年金保険料の口座振替の際、預金口座の残高不足に

より保険料が引き落とされなかったため、区役所から口座振替ができなかった旨の通知及び納付書が自宅に届いたため、その都度、申立人又はその夫が金融機関で保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の居住していた市では、残高不足等により保険料の口座振替ができなかった被保険者に対して、納付書を送付していたことが確認できることから、申立人の主張と一致している。

さらに、申立人の夫は、「預金口座の残高不足により保険料の口座振替ができなかったときは、自宅に納付書が送付されてきたため、私又は妻（申立人）が、その納付書により金融機関で未納が無いように納付したことを記憶している。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月及び同年3月

私が会社を退職した昭和50年2月ごろに、妻が、私の国民年金の加入手続を市役所支所で行った。

申立期間の国民年金保険料については、妻が、地元の信用金庫で納付し、また、その後の期間の保険料については、妻が、自治会の保険料納付組織を通じて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和50年2月ごろに、その妻が、申立人の国民年金の加入手続を市役所支所で行い、申立期間の国民年金保険料を地元の信用金庫で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年6月ごろであると推認され、かつ申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、平成14年3月に昭和50年2月27日から同年3月1日に変更されていることから、申立期間当時、申立期間は、保険料を過年度納付することが可能な期間であった。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料は、その妻が、自治会の保険料納付組織を通じて納付したと主張しているところ、その妻は、申立期間の保険料を納付している上、20歳から60歳に到達するまでの国民年金被保険者期間の保険料をほぼ納付していることから、保険料の納付意欲が高かったものと推認され、その妻が、2か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付したとする金融機関は、申立期間当時実在し、保険料の収納業務を行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 50 年 2 月については、厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 6 月まで

申立期間の国民年金保険料については、私が、自宅に送られてきた納付書により、夫婦二人分の保険料を自宅近くの金融機関で納付していた。

夫の昭和 61 年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄には、二人分の国民年金保険料の金額が記載されているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に送られてきた納付書により、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を自宅近くの金融機関で納付し、その夫の昭和 61 年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に二人分の保険料の金額が記載されていると主張しているところ、申立人から提出されたその夫の同年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に記載されている金額は、同年 1 月から同年 12 月までの二人分の保険料額の合計金額と一致していることが確認できる。

また、申立人の昭和 61 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料は、納付済みとされており、その夫の同年 1 月から同年 12 月までの保険料は、納付済みとされていることから、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたとする金融機関は、申立期間当時実在し、保険料の収納業務が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から42年3月まで

私と私の夫は、同じ会社に勤務していたが、昭和40年4月に同時に退職した。その後、私は、就職したA事務所の職員から、「厚生年金保険には加入できないので、国民年金の加入手続を行うように。」と言われたため、市役所で夫婦二人の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。既に、夫婦二人とも国民年金手帳を所持していたことから、切替手続の際、その手帳の氏名や住所を訂正してもらった記憶がある。切替手続後の国民年金保険料については、私が、夫婦二人分を市役所で納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていた。私は、41年4月に転職した際、厚生年金保険に加入したため、その後は夫の国民年金保険料だけを私が納付していた。

申立期間が未加入で、国民年金保険料が納付済みとされていないことに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人に代わりその妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和40年4月に申立人と共に会社を退職し、その後、自分が勤務したA事務所の職員から、厚生年金保険には加入できないので、国民年金の加入手続を行うように言われたため、市役所で夫婦二人の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、その際、夫婦二人の国民年金手帳の氏名及び住所を訂正してもらったと主張しているところ、その妻は、切替手続の際の状況を具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人の国民年金手帳記号

番号は、35年12月7日に同市で払い出されていることが確認できることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が納付したとする金額は、当時の保険料額とおおむね一致しており、その納付方法も当時の制度と合致する上、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとするその妻は、申立期間の一部の保険料が納付済みとされていることから、その主張に不自然さは認められず、申立期間の保険料は現年度納付されたものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

昭和 37 年 3 月ごろに、自宅兼店舗に来た区役所職員に勧められたので、夫が、私及び夫の国民年金の加入手続を行った。

その後、夫が、自宅兼店舗に来た集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 3 月ごろに、その夫が、申立人及びその夫の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、i) 申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されていること、ii) 申立人の特殊台帳は、38 年 3 月の結婚後の氏名で作成されていること、iii) その夫の手帳記号番号の 1 番後の被保険者の昭和 37 年度の国民年金保険料は、現年度納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人夫婦の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 38 年 3 月の結婚後で、申立期間の保険料を現年度納付することが可能な時期であったものと推認される。

また、申立人は、その夫が、自宅兼店舗に来た集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間直後の昭和 38 年 4 月から申立人夫婦がそれぞれ 60 歳に到達するまでの 30 年以上にわたる期間の保険料が、夫婦共にすべて納付済みとされていることから、その夫の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立期間当時、申立人夫婦が居住していた区では、集金人による国民年金保険料の収納が行われていたことが確認できることから、保険料の

納付意欲が高かったと認められるその夫が、12 か月と短期間である申立期間の夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたと考へても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

昭和 37 年 3 月ごろに、自宅兼店舗に来た区役所職員に勧められたので、私が、私及び妻の国民年金の加入手続を行った。

その後、私が、自宅兼店舗に来た集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 3 月ごろに、申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、i) 申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されていること、ii) その妻の特殊台帳は、昭和 38 年 3 月の結婚後の氏名で作成されていること、iii) 申立人の手帳記号番号の 1 番後の被保険者の昭和 37 年度の国民年金保険料は、現年度納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人夫婦の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 38 年 3 月の結婚後で、申立期間の保険料を現年度納付することが可能な時期であったものと推認される。

また、申立人は、自宅兼店舗に来た集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間直後の昭和 38 年 4 月から申立人夫婦がそれぞれ 60 歳に到達するまでの 30 年以上にわたる期間の保険料が、夫婦共にすべて納付済みとされていることから、申立人の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立期間当時、申立人夫婦が居住していた区では、集金人による国民年金保険料の収納が行われていたことが確認できることから、保険料の

納付意欲が高かったと認められる申立人が、12 か月と短期間である申立期間の夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたと考えるても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められ、56年10月から57年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで
② 昭和56年10月から57年3月まで

私は、昭和50年12月ごろ、近所の友人達と会話をしていた際、「国民年金に加入した方がよい。」という話題が出たのをきっかけに、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入当初から第3号被保険者制度が開始されるまでの間、付加保険料も含め欠かさず納付してきたはずであり、申立期間①が未納とされていること、及び申立期間②が定額保険料のみ納付とされ、付加保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は、付加保険料を含め納付済みとなっており、申立期間の前後を通じてその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①が未納とされていること、及び申立期間②の付加保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②について、付加保険料を納付する場合の前提となる定額保険料が、現年度で納付済みとされていることがオンライン記録上確認できることから、申立人が、定額保険料を納付しながら付加保険料のみを未納にしたとは考え難い。

さらに、申立期間①が含まれる昭和54年度は、同期間を除き、付加保険料を含め国民年金保険料が納付済みとされており、申立期間②が含まれる56

年度は、同期間を除き、付加保険料が納付済みとされていることから、申立期間①及び②についても付加保険料を含め国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間①及び②の合計9か月を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金に任意加入したときから付加保険料を納付しているとともに、前納している期間も確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められ、申立期間②の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年6月30日から同年10月28日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年10月28日であると認められることから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から同年12月1日まで

私は、平成4年4月にA社に正社員として入社し、同社での研修後に別会社に出向し、同社が倒産する同年11月末まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年6月30日に資格を喪失しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年6月30日から同年10月28日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、その処理は同年10月28日に行われているほか、同日に申立人の厚生年金保険の被保険者資格を同年6月30日に遡って喪失させ、同年10月の健康保険厚生年金保険被保険

者報酬月額算定基礎届の記録を取り消す処理が行われている上、申立人と同様の訂正処理をされている者が28人確認できる。

さらに、当該期間において、A社は、商業登記簿謄本及び当該訂正処理前の記録から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成4年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社が適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われた同年10月28日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、申立人のA社における当該喪失処理前の記録から、16万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間について、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は、オンライン記録により、当初の同年7月31日から同年12月1日へと訂正されていることが確認できるところ、雇用保険の加入記録により申立人が当該期間に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様に平成4年11月30日まで雇用保険の被保険者記録がある同僚が年金記録確認B地方第三者委員会に対して記録の訂正を求めた申立てについて、同委員会が同僚に照会したところ、1人が所持する同年10月分及び同年11月分の給与明細書によって厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、取消処理前の平成4年10月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記録により、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に対し適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和24年7月30日から25年9月20日までの期間について、事業主は、申立人が同年9月20日に船員保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月頃から同年9月頃まで
② 昭和24年3月31日から同年7月1日まで
③ 昭和24年7月30日から25年9月20日まで
④ 昭和26年9月15日から27年1月25日まで

私は、昭和22年5月頃から同年9月頃まで、B県で船主C氏所有の船舶Dに乗り、H業務に従事していたが、この乗船期間の船員保険被保険者記録が欠落している。

昭和24年3月1日から26年2月1日までは、A社I部に係る船舶EのJ職として同船がドッグ入りする同年2月1日までの期間、継続して乗船していたが、このうち申立期間②及び③が船員保険被保険者期間となっていない。

また、昭和26年9月5日から引き続き船舶Eに乗る予定だったが、F社の船舶Gが出港するに当たって、突然K職が下船してしまい出港不可能となってしまったため、私は、会社から急遽船舶GのK職を命じられ、同年9月15日にK職とし乗船した。この船舶Gに乗った申立期間④が船員保険被保険者期間となっていない。

これらの申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、オンライン記録において、申立人のA社I部における船員保険の被保険者資格喪失日は昭和24年7月30日となっている。

しかしながら、申立人が提出した船員手帳には、申立人が当該期間にA社に勤務していた旨が記載されている。

また、A社I部に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日は昭和25年9月20日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、A社I部の事業主は、申立人が昭和25年9月20日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人は、C氏が所有する船舶Dに乗っていたと主張している。

しかしながら、申立人は、当該期間に係る船員手帳を破棄してしまったとしている上、船主の連絡先が不明であり、当時の同僚の氏名も記憶していないことから、当該期間における勤務実態についての証言を得ることができないため、申立人が、当該期間において船舶Dに乗っていたことを確認することができない。

また、船舶所有者別被保険者名簿によると、C氏が船員保険の適用事業所になったのは昭和24年2月1日であり、当該期間は、船舶Dは船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

申立期間②について、申立人が提出した船員手帳に、当該期間に係る記録が確認できる。

しかしながら、オンラインに記録によると、申立人は、昭和24年3月1日に船員保険被保険者資格を取得し、同年3月31日に同資格を喪失していることが確認できる。

一方、A社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日と資格喪失日は同日（昭和24年3月1日）となっており、このことについて、年金事務所は、「資格取得自体が取り消されたか、あるいは、被保険者期間が重複したために取り消された可能性がある。いずれにしても、このような場合、オンライン記録においては、資格取得日の属する1月を被保険者期間としている。」と回答している。

また、上記の被保険者名簿においては、申立人のほかに、35名の被保険者の記載があり、そのうち16名については、申立人と同様、資格取得日と資格喪失日が同日（昭和24年3月1日）となっていることが確認できるが、当該16名については、いずれも連絡先が不明であるため、申立人の勤務実態について証言等を得ることはできない。

さらに、A社は、当時の人事記録及び給与関係書類等を保管しておらず、申立人も、当該期間の船員保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間④について、申立人が提出した船員手帳に、当該期間に係る記載がある。

しかしながら、申立人に係る船員保険被保険者台帳において、当該期間の記録は無い。

また、F社は、当時の資料を保管していないため、申立人の当該期間における船員保険料控除について確認することができない上、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、当該期間における保険料控除についての証言等を得ることができない。

さらに、申立人は、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び④について、船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間①、②及び④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和50年10月1日から51年8月1日までの期間、平成元年10月1日から2年8月30日までの期間及び同年9月10日から6年3月28日までの期間について、申立人の標準報酬月額記録は、昭和50年10月から51年7月までは18万円、平成元年10月から2年7月まで及び同年9月から3年7月までは47万円、同年8月から4年8月までは53万円、同年9月は44万円、同年10月から6年2月までは53万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、昭和50年10月から51年7月まで及び平成元年10月から2年7月までは明らかでないと認められ、また、同年9月から6年2月までは、履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、平成2年8月30日から同年9月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（平成2年8月30日）及び資格取得日（平成2年9月10日）の記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月1日から51年10月1日まで
② 平成元年10月1日から2年8月30日まで
③ 平成2年8月30日から同年9月10日まで
④ 平成2年9月10日から6年3月28日まで

ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び④の標準報酬月額が、給与明細書に記載されている保険料控除額に相当する標準報酬月額より低く記録されており、また、申立期間

③の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間①、②及び④については、標準報酬月額を訂正し、申立期間③については厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び④については、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、昭和50年11月から51年3月まで、同年6月及び同年7月は18万円、平成元年10月から2年7月まで及び同年9月から3年7月までは47万円、同年8月から4年8月までは53万円、同年9月は44万円、同年10月から6年1月までは53万円とすることが妥当である。

また、当該期間のうち、申立人が給与明細書を所持していない期間における申立人の標準報酬月額については、申立人の所持する昭和50年分、51年分給与所得の源泉徴収票及びその前後の給与明細書から、50年10月、51年4月及び同年5月は18万円、平成6年2月は53万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和51年8月及び同年9月の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の記録が、申立人の所持する給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致又は上回っていることから、訂正を認めることはできない。

なお、事業主が申立人に係る昭和50年10月から51年7月まで及び平成元年10月から2年7月までの厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと認められる。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

他方、事業主が申立人に係る平成2年9月から6年2月までの厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、

事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、雇用保険被保険者記録及び申立人の所持する給与明細書から、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年8月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成元年12月31日から2年4月11日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年4月11日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち平成2年4月11日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記被保険者資格喪失日（同年4月11日）の記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成2年4月から同年11月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月31日から2年12月1日まで

私は、昭和62年4月1日から平成3年3月25日までA社に継続して勤務していたが、元年12月31日から2年12月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。当時、保険料は給与から天引きされていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年12月31日から2年4月11日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は元年12月31日となっているが、当該喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（元年12月31日。以下「全喪日」という。）より後の2年4月11日付けで行われている上、同日において、全喪日より後に記録されていた多数の同僚の同社における資格喪失日の記録が取り消され、元年12月31日に訂正されていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、A社の履歴事項全部証明書によると、同社は、昭和46年2月2日に成立し、平成14年12月3日に解散していることが確認できることから、同社は、当該期間において適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所（当時）において遡って被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社に係る資格喪失日は、上記の申立人に係る資格喪失処理が行われた平成2年4月11日とすることが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年11月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成2年4月11日から同年12月1日までの期間については、上記雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に上記資格喪失日の処理が行われている同僚から提出のあった給与明細書には、当該期間における厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の同僚の給与明細書における保険料控除額が、当該同僚の平成元年11月の標準報酬月額に見合う金額であることから、申立人のA社における同年11月の社会保険事務所の記録により、18万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録から、A社は当該期間において適用事業所としての記録が無いことが確認できるが、上記履歴事項全部証明書により、同社は当該期間において法人の事業所であったことが確認できることから、同社は、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成2年2月1日から同年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年8月1日から同年9月1日まで
② 平成2年2月1日から同年3月1日まで

私は、昭和63年4月18日頃から平成2年6月1日まで、A社に勤務していた。保管している給料明細書では、厚生年金保険料を22か月分控除されているが、厚生年金保険の記録によると、被保険者期間が21か月となっており、1か月足りない。正しい資格取得日は、昭和63年8月1日だと思う。

また、平成2年2月分の標準報酬月額が間違っていると思う。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した平成2年2月分の給料支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は24万円であり、一方、当該給料支払明

細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額額は28万円である。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額として認定される額は、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に廃業している上、事業主も資料が無いため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人が提出した給料明細書及び源泉徴収票から、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことは認められる。

また、上記の給与明細書によると、昭和63年8月分の給与からは厚生年金保険料は控除されていないが、同年9月分の給与から厚生年金保険料の控除が始まり、合計で22か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、申立人は「A社において、厚生年金保険料は当月控除だったか、翌月控除だったかははっきりと覚えているわけではないが、63年8月を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。」旨を述べている。

さらに、A社の事業主も、「当社における厚生年金保険料の控除が当月の給与からであったか翌月の給与からであったかは不明である。」と回答している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成元年9月に12万6,000円から22万円に改定されているところ、上記の給与明細書において、厚生年金保険料の控除額が変更されているのは、同年9月分の給与からである。

また、平成2年1月から厚生年金保険の保険料率が改定されているところ、上記の給与明細書において当該改定が反映されているのは、同年1月分の給与からであることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人の資格取得日は昭和63年9月1日となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致しているところ、上記の給与明細書において、雇用保険料の控除は、同年9月分の給与から始まっていることが確認できる。

これらのことから、当時、A社においては、厚生年金保険料について、当月分の給与から控除していたものと考えられる。

なお、上記の給与明細書から、申立人は平成2年6月についても厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるものの、雇用保険の記録から、

申立人の離職日が同年6月1日であることが確認できるところ、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、同年6月2日であり、同年6月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、昭和40年4月10日から同年5月4日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業部における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年4月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和43年3月12日から44年1月1日までの期間については、A社の事業主は、申立人が43年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、D社の事業主は、申立人が44年1月1日に同資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、同社における資格取得日（43年3月12日）及び資格喪失日（同年7月1日）に係る記録を取り消し、A社C事業部における資格喪失日に係る記録を43年7月1日に、D社における資格取得日に係る記録を44年1月1日に訂正することが必要である。

なお、昭和43年3月から同年6月までの標準報酬月額については、2万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月10日から同年5月4日まで
② 昭和43年3月12日から44年1月1日まで

厚生年金保険被保険者記録では、A社に勤務した昭和35年3月2日から43年8月10日までの期間のうち、同社本社から同社C事業部に異動した申立期間①の記録が無いが、継続して勤務していたので被保険者として認めてほしい。

一方、厚生年金保険被保険者記録では、昭和40年5月4日から43年8月10日までの期間は、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、

当該期間のうち、同年3月12日から同年7月1日までの期間がD社の被保険者記録となっている。当該期間はA社C事業部に勤務しており、同社の在籍証明書も提出するので、当該期間の記録を訂正し、同社C事業部の年金加入記録を回復してほしい。また、社会保険事務所の記録では、私のD社の被保険者期間は同年3月12日から44年5月6日までの期間とされているが、同社に勤務したのは、同年1月から同年5月までの期間であり、記録訂正の結果、年金額の減額や過払分の返納等の不利益が生じることがあっても構わないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録、A社の在籍証明書及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立人が当該期間において同社に継続して勤務し（昭和40年4月10日に同社本社から同社C事業部に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C事業部における昭和40年5月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料が無いので確認することができず不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、オンライン記録において、申立人のA社C事業部における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和43年3月12日となっている。

しかしながら、A社の在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は昭和35年3月2日から43年8月10日までの期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社C事業部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日は、昭和43年7月1日と記載されていることが確認できる。

一方、申立人のD社に係るオンライン記録では、昭和43年3月12日資格取得、同年7月1日資格喪失、同年8月11日資格取得、44年5月6日資格喪失となっているが、申立人は、43年3月12日から同年7月1日ま

での期間及び同年8月11日から44年1月1日までの期間はD社に勤務していないと述べている。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和43年3月12日、資格喪失日は44年5月6日と記録されており、上記のオンライン記録と一致しない。

さらに、上記のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得の受付年月日は昭和44年3月18日とされていることが確認できる。

加えて、申立人は昭和43年10月に婚姻により改姓しており、D社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した同年3月12日の時点では、まだ婚姻前の姓であるにもかかわらず、上記被保険者名簿の被保険者氏名欄に記載された申立人の氏名は改姓後の姓で記載されている上、その氏名を訂正した形跡も見られない。

また、昭和43年3月12日から同年12月31日までの期間において、D社における申立人の勤務実態は確認できない上、申立人は、「A社を退職後、43年10月に結婚し同年12月31日までは仕事はしていなかった。44年1月にD社に入社し、同年5月に退職した。」と供述しており、この事実経過の説明には、具体性があり、信憑性^{びよう}も認められることから、申立人が43年3月12日に厚生年金保険被保険者資格を取得する旨の届出をD社の事業主が行ったとは考え難く、申立人は44年1月1日に被保険者資格を取得したものと考えるのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立期間②において、A社C事業部の事業主は、申立人が昭和43年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められ、かつ、D社の事業主は、申立人が44年1月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められることから、申立人に係る同社における資格取得日（43年3月12日）及び資格喪失日（同年7月1日）に係る記録を取り消し、A社C事業部における資格喪失日に係る記録を43年7月1日に、D社における資格取得日に係る記録を44年1月1日に訂正することが必要である。

なお、昭和43年3月から同年6月までの標準報酬月額については、申立人のA社C事業部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から2万8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和37年6月19日から38年1月1日までの期間について、申立人は、当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を37年6月19日に、同資格の喪失日に係る記録を38年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和39年7月5日から同年9月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年7月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月19日から38年1月1日まで
② 昭和39年7月5日から同年9月1日まで

私は、昭和37年6月に、A社に入社し、D部の配属となり、B地区でC業務を行っていた。当時はB地区への渡航者には旅券を発行していなかったため、B地区でC業務従事者に対しては、船員保険の加入を条件に船員手帳を発行していたにもかかわらず、船員保険の被保険者記録が欠落しているため、この期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和39年7月5日から同年9月1日までについては、厚生年金保険の被保険者となっていないが、継続してA社に勤務し、毎月の給与も滞りなく受領していたため、厚生年金保険の被保険者期間として認

めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持している船員手帳により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、上記の船員手帳にはB地区の地名で出入国が記録されており、当該期間にA社に勤務していた同僚に確認したところ、「これらの地名は、A社がC業務のため渡航していたB地区の地名である。」との証言を得られた。

このことについて、E省では、「B地区のC業務従事者に対して船員手帳を発行していたが船員保険の加入は条件ではなかった。しかし、事業主に対して船員保険に加入するように指導していた。」と回答している。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿には、申立人が自身と同様にC業務についていたとする者の氏名が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社での同僚の当該期間における社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所が既に解散しており、当時の事業主も不明であることから照会することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年6月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が当該期間にA社に継続して勤務し（昭和39年7月5日に、乗船勤務から陸上勤務に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年9月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所が既に解散しており、当時の事業主も不明であることから照会することはできず、このほかにこれを確認できる関連資料が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年5月31日から同年6月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年1月1日から8年5月1日まで
② 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成7年1月1日にA社に入社し、10年5月31日まで継続して勤務していた。当時の手帳にも勤務していたことが記入されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人はA社に平成10年5月31日まで勤務していたことが認められる。

また、A社の総務及び給与計算事務担当者は、「給与は月末締めで月末払いであり、社会保険料の控除も当月控除としていた。月末退職者についても、退職月に資格を喪失させるような取扱いは無かった。」旨を述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月のオンライン記録から22万円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主から回答が得られていないが、事業主が申立人

の資格喪失日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人が所持する手帳の写しに、「1/29」の日付と B（見習）の記載があること、及び雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間の一部の平成 8 年 1 月 29 日から 10 年 5 月 31 日まで A 社に勤務していたことが認められる。

しかし、A 社の総務及び給与計算事務担当者は、「正社員は厚生年金保険に加入させていたが、従業員の出入りが多く、平成 7 年頃は会社の経営状態も思わしくない時期だったので、その時期に入社した申立人を含めた従業員について、厚生年金保険の加入手続を入社と同時にやったかは不明である。」と述べている。

また、申立人の妻は、夫婦二人分の国民年金の申請免除手続を行ったことがあると述べているところ、当該期間において、夫婦二人分の国民年金の申請免除手続が行われていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、平成 7 年 1 月 1 日に資格を取得した者はおらず、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 52 年 3 月から平成 14 年 4 月まで A 社に勤務していた。
しかし、そのうち、昭和 57 年 10 月から 58 年 9 月までの標準報酬月額が実際の給与と異なる 17 万円として記録されている。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、A 社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、17 万円であることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書の写しにより、申立人は、A 社において、申立期間は 26 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B 厚生年金基金の記録においても、申立期間における標準報酬月額は 26 万円であることが確認できる。

さらに、A 社の複数の社会保険担当者は、「申立期間当時の社会保険手続は、複写式の様式を使用していた。」と証言しており、同社は、B 厚生年金基金に提出したものと同一のものを社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額を社会保険事務所に対し届け出たと認められることから、申立期間の標準報酬月額については、B 厚生年金基金の記録から、26 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 18 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を同年 1 月は 19 万円、同年 5 月は 18 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 1 月 1 日から同年 9 月 11 日まで

申立期間について、「厚生年金保険加入記録のお知らせ」では標準報酬月額が 16 万円となっているが、給与明細書で確認できる実際の給与額や控除されている保険料額と異なっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 18 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間については、申立人が所持する A 社の給与明細書により、申立人が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（16 万円）を超える報酬月額（19 万 3,900 円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（19 万円）に見合う厚生年金保険料（1 万 3,574 円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成 18 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、申立人の所持する A 社の給与明細書により、申立人が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（16 万円）を超える報酬月額（17 万 8,511 円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（18 万円）より高い標準報酬月額（19 万円）に見合う厚生年金保険料（1 万 3,574 円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間のうち、平成 18 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から、平成 18 年 1 月は 19 万円、同年 5 月は 18 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 18 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、給与明細書により、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料（1 万 3,574 円）に見合う標準報酬月額（19 万円）はオンライン記録により確認できる標準報酬月額（16 万円）よりも高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額（12 万 5,900 円）に見合う標準報酬月額（12 万 6,000 円）はオンライン記録により確認できる標準報酬月額（16 万円）より低額である。

また、申立期間のうち、平成 18 年 6 月 1 日から同年 9 月 11 日までの期間については、給与明細書により、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料（1 万 3,574 円）に見合う標準報酬月額（19 万円）はオンライン記録により確認できる標準報酬月額（16 万円）よりも高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額（16 万円）に見合う標準報酬月額（16 万円）はオンライン記録により確認できる標準報酬月額（16 万円）を上回っていない。

したがって、これらの期間については特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人の平成 18 年 1 月及び同年 5 月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、年金事務所が保管する A 社が提出した被保険者標準報酬月額変更届出書に記載されている申立人の標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)本社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和45年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和43年4月1日にA社に入社し、数回異動したが、平成13年7月31日まで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録は、昭和45年6月30日から同年7月1日までの期間が被保険者期間となっていない。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和45年7月1日に、同社本社から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和45年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、B社は、当時の関連資料を保管していないため不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和45年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録する

とは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を除く。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和36年5月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年5月から同年7月までは1万円、同年8月から36年4月までは2万2,000円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月26日から36年5月26日まで

私は、昭和33年にA社（現在は、B社）に入社し、36年5月25日に退職するまで継続して勤務していたが、オンライン記録では、35年5月26日に資格を喪失したことになっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚が提出した図面（申立期間に係る昭和35年6月15日及び同年10月27日付けで申立人及び当該同僚のサインが認められる。）及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の喪失日が昭和35年5月26日と記載されているにもかかわらず、同名簿では、資格喪失日より後の同年8月における標準報酬月額の随時改定記録が確認できる。

さらに、当該被保険者名簿において、申立人の資格喪失日欄に記載されている届受番が「*」と記載されているものの、昭和36年7月29日及び同年9月25日に資格を喪失した被保険者の資格喪失日欄にも当該届受番と同一の番号が記載されていることが確認できることから、A社の事業主が

申立人に係る被保険者資格の喪失日を 35 年 5 月 26 日として届け出たとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 36 年 5 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和 35 年 5 月から同年 7 月までは 1 万円、同年 8 月から 36 年 4 月までは 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成6年7月7日であると認められることから、申立期間に係る資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から6年7月7日まで

私は、平成元年12月にA社に入社し、6年7月まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、5年6月1日から6年7月7日までの期間は被保険者となっていないとのことだが、私が所持する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、同年7月7日となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年6月20日）より後の6年11月17日付けで、申立人に係る5年10月1日付けの算定及び6年7月7日付けの資格喪失の記録が取り消された上、同年12月1日付けで5年6月1日にさかのぼって資格を喪失した旨の処理が行われている。

また、オンライン記録において、平成6年12月1日付けで、5年6月20日以降の異なる日付であった被保険者資格喪失日の記録を、同年6月1日にさかのぼって訂正されている者が多数確認できる。

さらに、申立人が所持しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日は平成6年7月7日となっている上、同社に係る申立人の雇用保険の加入記録では、同社における離職日は、7年3月20日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理前の申立人の資格喪失日である6年7月7日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間における当該処理前のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和28年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年4月12日から同年9月1日まで

夫は、A社に入社以来、定年退職するまで継続して正社員として勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管している「社員票」及び「社員カード」から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和28年9月1日に同社B事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和28年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 39 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 10 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
私が、元々勤務していたB社が、C社及びD社と合併してA社になった際の、同社E工場における厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間においても同社E工場に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社本社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の者が、昭和 39 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 10 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、上記の被保険者名簿における厚生年金保険記号番号は、申立人のF社に係る記号番号と同一であることから、上記の記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 39 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 10 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 29 日から 35 年 9 月 21 日まで
② 昭和 35 年 10 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで

私の年金記録を確認したところ、A社及びB社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が、脱退手当金を支給済みとなっていた。しかし、当時は脱退手当金という制度については知らず、手続きを行った覚えも脱退手当金をもらった覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年3か月後の昭和40年12月16日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の事業所別被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和39年10月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、3つの被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、A社に係る標準賞与額の記録を平成17年12月5日は19万6,000円、18年7月5日及び同年12月5日は30万円、19年7月5日は35万円、同年9月5日は29万3,000円、同年12月5日は19万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月5日
② 平成18年7月5日
③ 平成18年12月5日
④ 平成19年7月5日
⑤ 平成19年9月5日
⑥ 平成19年12月5日

A社で支給された賞与のうち、申立期間の賞与が年金記録に反映されていない。厚生年金保険料が控除されている給料支払明細書を所持しているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間①から⑥までに係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が

行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与月額の内であることから、これらの標準賞与月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与月額については、申立人が所持している給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は支給額から、平成17年12月5日は19万6,000円、18年7月5日及び同年12月5日は30万円、19年7月5日は35万円、同年9月5日は29万3,000円、同年12月5日は19万6,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に賞与支払届の提出を行っておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①から⑥までの期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成6年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月21日から同年8月1日まで
私は、昭和32年2月21日にA社に入社し、平成14年6月に退職するまで同社に継続して勤務していた。5年10月21日からB社に勤務し、6年6月29日付けの辞令で、C社に出向した。厚生年金保険の記録において、B社で同年7月21日に資格を喪失し、C社で同年8月1日に資格を取得しているため、厚生年金保険の加入期間が1か月少なくなっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社会長名の辞令及びC社の平成6年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人はA社の関連会社に継続して勤務し（平成6年6月29日に、B社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における平成6年8月の社会保険事務所（当時）の記録から53万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は既に解散しているため確認はできないが、同社が加入していたD厚生年金基金及びE健康保険組合に係る申立人の資格取得日が厚生年金保険の資格取得日と一致しており、社会保険事務所とD厚

生年金基金及びE健康保険組合のそれぞれが誤って平成6年8月1日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 26 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 22 年 6 月から 23 年 7 月までは 500 円、同年 8 月から 24 年 4 月までは 6,900 円、同年 5 月から 26 年 2 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 6 月 1 日から 26 年 3 月 1 日まで

私は、D社を退職する際、同社の推挙により、昭和 16 年にB社に入社し、その後、名称変更をしたA社（後に、C社と改称）に 53 年 4 月まで継続して勤務していた。しかし、22 年 6 月から 26 年 2 月までの厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E健康保険組合からの回答書から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録においては、申立人は昭和 22 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿においても申立人の資格喪失日欄には同日と記載されている。

しかし、当該被保険者名簿における上記の資格喪失日欄には、標準報酬月額も記載されていることから、昭和 22 年 6 月 1 日は資格喪失日ではなく、標準報酬月額の変更の日付であり、事業主が申立人の資格喪失日を同日と届け出たとは考え難い。

また、当該被保険者名簿の更新後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿

には、申立人について、資格喪失日の記載は無く、昭和 23 年 8 月 1 日で随時改定の記録の記載が確認でき、24 年 5 月 1 日に標準報酬月額等級の変更により標準報酬月額が変更になった記載が確認できる。

さらに、申立人は、昭和 22 年 8 月、24 年 3 月、同年 4 月及び同年 12 月の厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を所持している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 26 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の更新後の被保険者名簿における申立人の申立期間に係る記録から、昭和 22 年 6 月から 23 年 7 月までは 500 円、同年 8 月から 24 年 4 月までは 6,900 円、同年 5 月から 26 年 2 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から 63 年 3 月まで

私は、国民年金の加入状況や国民年金保険料の納付状況は全く分からないが、学生であった 20 歳のころ、母親が私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親も既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 5 年 10 月に払い出されていることから、申立人の国民年金の加入手続もそのころに行われたものと推認され、申立内容と齟齬がみられる上、申立期間の国民年金保険料を納付するためには別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から45年3月まで

申立期間当時、家族で工場を経営しており、私は小遣い程度の給料をもらっていた。昭和38年10月ごろ、その当時、工場の代表だった長弟が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の月額が200円である旨を聞いた。長弟は、区役所で私以外の家族や従業員の国民年金の加入手続きも同時に行い、急逝する直前の45年3月まで私の保険料を納付してくれているはずである。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、工場の代表であった申立人の長弟が申立人を含む申立人の家族と従業員の国民年金の加入手続きを行った上、国民年金保険料も納付していたと主張している。しかし、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする申立人の長弟は既に他界しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の主張のとおり、確かに、申立人の長弟、次弟及び母親については、昭和39年1月ごろに従業員2名と共に国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることから、同時に加入手続きを行ったことが確認できる。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは50年12月ごろであり、実際の加入手続き時期は51年3月と推認でき、それ以前に申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の一部である38年10月から42年3月までの期間においては、申立人の長弟、次弟及び母親はいずれも、国民年金保険料が未納とされている。

さらに、申立人の次弟から、申立期間当時における家族従業員の国民年金

保険料について、納付をうかがわせるような証言が得られなかった上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、A を退職後に母親に勧められて国民年金の加入手続を行い、その後は、厚生年金保険と国民年金に途切れなく加入し、申立期間の国民年金保険料は、いつ、どこで、どれくらいの金額を納付したのかは憶えていないが、私が保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金の加入記録が無いのは、市役所の庁舎が、旧庁舎から新庁舎へ移転する際、年金記録を管理する書類がおかしくなったからではないかと思う。

申立期間が未加入期間で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和 61 年 4 月から国民年金第 3 号被保険者となっており、その届出を行ったことは具体的に記憶しているものの、その直前である申立期間の加入手続についての記憶は曖昧であり、当該期間の国民年金保険料の納付場所、方法、金額等を憶えていないなど、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金の加入記録が無いのは、当該期間当時居住していた住所地の市役所の庁舎が旧庁舎から新庁舎へ移転する際、年金記録を管理する書類がおかしくなったからではないかと述べているが、同市の国民年金被保険者名簿は、適正に作成、管理されており、不備等はみられない上、同名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格の得喪記録は昭和 57 年 5 月に国民年金の資格喪失後、61 年 4 月に資格取得したことが間断なく記載されており、その間の時期である申立期間に国民年金の加入手続が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されたことにより、申立期間の国民年金保険料が納付されていた可能性も精査したが、その形跡もうかがえない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 9 月から 13 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月から 13 年 2 月まで

私は、平成 11 年 8 月末に会社を退職して 1 か月ぐらい過ぎたころ、市役所で国民健康保険への加入手続と併せて国民年金への切替手続を行った。国民年金保険料については、1 か月当たり 1 万 3,000 円ぐらいだったと記憶しており、市の行政センターで納付書により納付したはずである。

平成 12 年 4 月に職業訓練を受け始めるまでの期間は実家に戻っていたが、月に 1 回は自宅に帰ったので、その際に、行政センターで国民年金保険料を納付していた。職業訓練を受け始めてから、周囲から相談に行けば免除など保険料が安くなるようなことを聞いたので、その相談をした記憶はあるものの、その手続が面倒に思ったので、そのまま保険料を納付し続けてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付書により市の行政センターで国民年金保険料を納付していたと述べるにとどまり、具体的な記憶が曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録等から、申立人が会社を退職後に国民年金への切替手続を行ったことがうかがえるものの、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金保険料収納簿では申立期間の保険料について未納とされており、同市から送付された納付書を用いて保険料を納付しなかったと推認できる。さらに社会保険事務所（当時）が平成 14 年 6 月に保険料の納付書を発行していることが確認でき、この納付書は、申立期間の一部に係る過年度保険料の納付書であることから、その時点で申立期間の保険料は未納であったと考えられる。

加えて、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い上、複数回にわたって納付したとする申立期間の18か月分の保険料の納付記録について、すべて記録漏れとなることは考えにくい。

また、口頭意見陳述における申立人の陳述内容からも、申立期間の国民年金保険料を納付したとの心証を得るには至らなかった上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 5 月に転居し、区役所で、転居に必要な手続を行い、転居後の国民年金保険料を、区役所の出張所の窓口で、年金手帳に現金を添えて納付していた。私は、61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険者の資格を取得するまで、同出張所の窓口で申立期間の保険料をすべて納付していたにもかかわらず、同期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、区役所の出張所の窓口で、年金手帳に現金を添えて納付し、その際、同手帳に検認印を押してもらっていたと述べているが、申立人が保険料納付の際に持参したとするオレンジ色の同手帳には、国民年金印紙検認記録のためのページは無く、保険料納付後に領収書を受け取った記憶も無いなど、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者の資格を取得するまで、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、任意加入期間中の国民年金被保険者資格を喪失する手続を行った記憶は無いものの、その夫から、第 3 号被保険者制度の話^{おぼ}を聞き、すぐに保険料の納付を中止したことを憶えており、現に、オンライン記録によると、58 年 6 月に任意加入の被保険者資格を喪失しており、申立人が 61 年 4 月に第 3 号被保険者に該当したことによる資格取得の処理は、同年 9 月になされていることが確認できることから、申立期間は、未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年10月まで

私は、昭和45年4月に勤務先を退職した後、親の勧めもあり町役場かその支所で国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金手帳が発行されたかについては記憶に無いが、現在は、結婚して2回目に転居した市において発行された黄土色の手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料については、私が結婚後最初に転居した区で3か月ごとに納付書により金融機関で納付していたが、保険料額は、3か月分で2,000円から3,000円ぐらいだったと思う。資格喪失手続をした憶えもないため、加入手続を行ってから60歳まで未納や未加入期間があるはずはなく、申立期間の保険料が未納又は未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年8月、結婚して初めて転居したとする区において申立期間の国民年金保険料を3か月分ずつ納付したと主張している。

しかし、申立人は、昭和47年8月から居住したとする区における国民年金の手続等の具体的な記憶が曖昧であり、申立期間の国民年金保険料の納付状況が不明であることに加え、特殊台帳の住所の記録は、同区から次に転居したとする市から始まっており、同区における記録が確認できないほか、同区から転居したとする市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人が記憶している保険料月額は、同市で49年11月から任意加入した後の納付済みの期間の金額と一致することから、申立人は、同市に転居する前の区から保険料を継続して納付していたとは考え難い。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った町の被保険者名簿についての

当委員会の調査で、昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料が納付済みであることが確認できたため、平成 22 年 9 月 27 日に当該期間について未納から納付済みに記録訂正された。しかし、当該被保険者名簿は、昭和 47 年 7 月には納付済みの印が無い上、申立人はその 1 か月分を納付したという記憶が曖昧であり、保険料の納付状況が不明であることから、同年同月の保険料については納付が無かったと考えるのが自然である。

さらに、当該被保険者名簿では昭和 47 年 8 月に転出した記録が確認できるとともに、オンライン記録では同年同月に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間のうち、同年同月以降は未加入期間であったものと考えられ、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 1 月ごろ、結婚したことをきっかけに、当時住んでいた町の役場で夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、町役場で納付していたが、その後、別の市に転居してからは、その市役所で納付している。市役所では、保険料を納付すると国民年金手帳に丸い領収印を押してくれ、その後、時期は不明だが、納付書で納付するようになったので、年金手帳は使用しなくなったことを憶えている。最初のころの保険料は、月額 550 円ぐらいだったと思う。

申立期間が未加入期間とされ、再び国民年金に加入したことになっているが、国民年金に加入してから一度もやめた記憶はなく、ずっと国民年金保険料を納付してきたので、未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 1 月に国民年金に加入して以来、申立期間を含めて第 3 号被保険者となる直前の 61 年 3 月まで欠かさず国民年金保険料を納付してきたとしており、最初のころの保険料額は月額 550 円ぐらいであった主張している。

しかし、申立人が 550 円ぐらいとする国民年金保険料の月額は、納付済みとされている申立期間後の昭和 47 年ごろからの金額である上、申立人の特殊台帳には、国民年金に加入した当初に居住していた町の住所がそのまま記載され、申立期間当時居住していた市へ変更された記載は無いことに加え、36 年 4 月から 37 年 3 月までの保険料が納付された後の期間の保険料については未納と記載されているほか、申立人が昭和 46 年度まで同町に不在であ

ったことをうかがわせる記載も確認できるなど、申立期間当時居住していた市で、保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立人は、申立期間が未加入期間とされていることに関して、国民年金に加入後、一度も被保険者資格を喪失する手続きを行った憶えは無く、続けて国民年金保険料を納付していたと述べている。確かに、オンライン記録では、平成 10 年 9 月に、未納期間であったものが未加入期間へと記録が訂正されていることが確認できる。しかし、この記録訂正については、社会保険事務所（当時）からの「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」にも記載されているとおり、記録訂正前の時点では、申立人が保険料納付済みとされている期間のみでは、老齢基礎年金を受給するのに必要な 25 年間に満たすことができないため、申立期間当時、申立人の夫は共済組合に加入しており、申立人について、さかのぼって昭和 37 年 4 月 1 日に被保険者資格をいったん喪失させ、保険料の納付が再開された 47 年 4 月 1 日に再び被保険者資格を取得させたことにより、保険料が未納であった申立期間を未加入期間とし、当該期間を合算対象期間に算入することにより、受給要件を満たすようにしたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4846

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 50 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 45 年*月ごろ、勤務先の経営者が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後の国民年金保険料については、最初の 2 回分を社会保険事務所（当時）で納付し、その後は毎月の給料から天引きされていたように思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 45 年*月ごろ、勤務先の経営者が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、最初の 2 回分を社会保険事務所で納付し、後は給料から天引きされていたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする勤務先の経営者から証言を得ることはできないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 45 年に国民年金に加入した際に交付された国民年金手帳を所持していると主張しているが、その年金手帳の様式は、49 年 11 月以降に発行されたものである上、申立人の国民年金手帳記号番号は、50 年 8 月に払い出されていることが確認できることから、当時、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4847

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 43 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 43 年 6 月まで

私は、昭和 39 年 2 月に、私の夫の転勤に伴い転居した際、夫の勤務先の職員から国民年金の加入を勧められたため、市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、金額は定かではないが、納付書により同支所で納付していた。54 年に、夫から初めて年金手帳を受け取った際、その手帳に記載されている国民年金手帳記号番号を確認したところ、当時、保管していた申立期間の領収書に記載されていた記号番号と同じであったことを記憶している。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年に、その夫から初めて年金手帳を受け取ったとき、申立期間の領収書を保管していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市では、印紙検認方式により国民年金保険料を収納しており、納付書方式に変更となった 49 年 4 月より前の期間は、納付書は使用されていなかったことから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、昭和 39 年 2 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、54 年 2 月 13 日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、その時点で申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、夫から年金手帳を受け取った際、その手帳に記載されている国民年金手帳記号番号が、当時保管していた申立期間の領収書に記載

されている記号番号と同一であったと記憶していると主張しているが、申立人は、昭和 54 年 2 月に国民年金に加入していることが確認できることから、その領収書は、申立期間当時のものではなく、同年同月以降の納付済期間に係る領収書であったと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、結婚した昭和 36 年に転居し、転居後の市の市役所支所で国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料を、婦人会から来ていた集金人に納付していた。

夫の国民年金保険料は、当初、夫の母親が、実家で納付していたが、結婚後は、私が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

私は、昭和 36 年 11 月から 37 年 5 月までの間は、会社に勤めていたが、その会社で、厚生年金保険に加入していることを知らずに、その期間も国民年金保険料を納付していた。

年金事務所では、昭和 41 年 7 月に、国民年金の加入手続を行ったことになっていると言われたが、そのようなことはない。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚し、転居した昭和 36 年に、国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は 41 年 7 月に払い出されており、特殊台帳では、申立人の国民年金手帳は、同年同月に交付されていることが確認できるため、申立人の主張とは一致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和 36 年から、引き続き国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人が述べる方法で、保険料を納付していた場合、申立期間直後の保険料は、現年度納付となるにもかかわらず、特殊台帳では、当該期間直後の 40 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料は、過年度納付されていることが確認できるため、この点についても、申

立人の主張とは符合しない。

さらに、上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、昭和 41 年 7 月であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、自ら国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を開始したとする 36 年から、手帳記号番号が払い出された 41 年 7 月までを通じて、同一市内に居住していたと述べており、別の手帳記号番号が払い出されることは考えにくく、その形跡も見当たらないことから、申立期間は、当時、未届けによる未加入期間であり、申立人が、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成元年 4 月まで

私は、20 歳になった当時、厚生年金保険未適用の会社に勤務していたので、私の母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料については、私が母親に 1 か月 3,000 円から 4,000 円ぐらいを渡していたので、母親が市役所で納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和 62 年*月に申立人の国民年金の加入手続を行い、同年同月から国民年金保険料の現年度納付を行ったと主張しているが、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、当時の年金手帳についての記憶が無く、保険料の納付方法等についての記憶も曖昧であることから、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、平成 3 年 8 月又は同年 9 月と推認でき、当時、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住していた申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 4 月から就職することが決まり、母親から国民年金の加入を勧められたことから、同年 3 月に母親と一緒に区役所に行き、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、私が納付書により 2 か月ごとに郵便局で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 3 月に、その母親と一緒に区役所に行き、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人が郵便局で納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の被保険者資格を同年同月に取得していることが確認できるものの、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から 61 年 4 月と推認でき、申立人は、57 年 3 月にさかのぼって被保険者資格を取得したものと推認できる上、その母親についても、61 年 4 月から国民年金に加入していることから、申立人は、同年同月に加入手続を行い、現に納付済みとなっている同年同月から保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したことは無いと述べている上、申立期間から国民年金の加入手続時期を通じて同一区内に居住していた申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていなかったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 55 年 3 月まで

私は、結婚を契機に国民年金に任意加入した。国民年金保険料については、子育て等で忙しく、納付を忘れてしまうといけなかったと思っていたので、毎年、1 年分をまとめて納付していた。

申立期間当時、働き始めたものの、パートであり正社員ではなかったもので、厚生年金保険に加入できるとは思っておらず、働き始めてから、しばらくして自分が厚生年金保険に加入していることに気付いた。既にまとめて納付していた国民年金保険料について、いつ返してもらえるのかどうか気になっていた。

記録では、厚生年金保険に加入していた期間と重なって納付していた国民年金保険料は還付されたことになっているとのことであるが、当時の預金通帳を見てもそのような形跡は見当たらず、還付された記憶も無い。

申立期間の国民年金保険料が還付されたというのであれば、どのような方法で還付されたのか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した後の国民年金保険料について、毎年、1 年分をまとめて納付しており、厚生年金保険に加入した後、申立期間の保険料を還付された記憶は無いと述べている。確かに、申立人から提出されている保険料の領収書のコピー及び申立期間当時居住していた町の被保険者名簿には、申立人は申立期間の保険料を含む昭和 54 年度の保険料を昭和 54 年 5 月に一括納付していることが認められる。

しかし、申立人の特殊台帳及び申立人が申立期間当時居住していた町の被保険者名簿の双方に、厚生年金保険に加入したことを理由に昭和 54 年 12 月

に申立人に申立期間の保険料が還付されていることが明記されており、納付した年度と同じ年度に還付されていることから、同町が還付したものとみられることに加え、還付の対象となる期間は同年9月から55年3月までの期間、還付される金額は2万3,100円と同一の内容が記載され、各々の記載において、還付の対象となる期間及び還付される金額が一致しており、算定の基礎となる当時の保険料額とも合致しているなど還付記録自体に不自然さは見当たらない。

また、国民年金保険料の還付方法については、現金による還付、配偶者名義の預金口座への振り込みなど、本人名義の預金口座への振り込みに限定されていなかったこと、及び前述のとおり還付記録に不自然さが見当たらないことを考え合わせると、還付された記憶が無く、当時の預金通帳にも還付金が振り込まれた形跡が見当たらないとする申立人の主張のみをもって、申立期間の保険料が還付されていなかったものと推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料が還付されていなかったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年4月まで

私の母親は、学生が国民年金に強制加入となったため、区役所で当時学生であった私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、詳細は分からないが、母親が確かに納付したはずである。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親からも明確な証言を得ることができないことから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人に対し、申立期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は未加入期間であることから、保険料を納付することができない期間であり、保険料の納付書は発行されなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、口頭意見陳述においても、具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 57 年 3 月まで

私が昭和 48 年 4 月に結婚し、夫の実家の家業を手伝い始めたころ、義母が自宅に来ていた集金人に私の国民年金の加入手続を行ったはずである。加入手続後の国民年金保険料については、義母が夫の分と一緒に集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 4 月ごろに、その義母が自宅に来ていた集金人に申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその義母は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 11 月に払い出されていることが確認できる上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について同一市内に居住しており、同一の行政機関が 100 か月以上の長期間にわたり記録管理を続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から48年3月まで

夫が会社を退職した昭和45年11月ごろに、夫が、市役所で私及び夫の国民年金の加入手続を行った。

その後、しばらくは国民年金保険料を納付しなかったが、昭和48年4月に、夫が、申立期間の夫婦二人分の保険料を金融機関で一緒に納付してくれた。

申立期間の私の国民年金保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年11月ごろに、その夫が、申立人及びその夫の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは49年3月ごろ、また、その夫の加入手続が行われたのは48年1月ごろであると推認できることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、昭和48年4月に、その夫が、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているが、その時点では、申立人の国民年金の加入手続は行われていなかったものと推認できることから、その夫が、申立人の申立期間の保険料を納付したとは考え難い上、その夫は、申立期間当時の保険料の納付状況についての記憶が定かではない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年1月に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたこと

をうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から55年2月までの期間及び同年6月から56年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年12月から55年2月まで
② 昭和55年6月から56年4月まで

私の妻は、私が昭和54年12月及び55年6月にそれぞれ会社を退職した際、区役所で私の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分をまとめて最寄りの金融機関で納付していたにもかかわらず、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年12月及び55年6月にそれぞれ会社を退職した際、その妻が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したとするその妻の証言を得られないことから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、会社を退職した昭和54年12月及び55年6月に、その妻がそれぞれ国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人は年金手帳を2冊所持しており、そのうち1冊は62年10月に厚生年金保険に加入した際に、交付されたものであることが確認できる上、他の1冊にはそれが交付された平成7年12月の時点で、申立人の厚生年金保険と国民年金の納付記録の統合により、国民年金の被保険者となった日をさかのぼってまとめて記載した形跡が確認できるとともに、オンライン記録によると、申立期間①及び②は、同年同月に、国民年金について未加入期間から保険料の未納期間

に記録訂正されていることから、当時、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から47年3月まで

私が20歳になった昭和40年*月ごろに、私の母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。加入手続後の国民年金保険料については、母親が納付書により納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年*月ごろにその母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その母親が納付書により申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の居住していた区及び市では、申立期間当時、納付書による保険料収納は行われていなかったことが確認できることから、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、昭和47年3月ごろと推認できるが、申立人は、過年度納付等により申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したことをその母親から聞いた記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 60 年 9 月まで

私は、20 歳のころに、私の母親から、「あなた（申立人）を国民年金に加入させたから。」と言われたことを憶えている。当時、私は、私の父親が経営していた会社で働いており、申立期間の国民年金保険料については、私の母親が私の給与から保険料を控除して家族の保険料と一緒に集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 56 年*月ごろに、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を家族の保険料と一緒に集金人に納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、20 歳になった昭和 56 年*月ごろに、その母親から、「あなた（申立人）を国民年金に加入させたから。」と言われて年金手帳を渡されたと主張しているが、その年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、前後の番号が付番された被保険者の記録から、62 年 12 月に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国

民年金保険料は、62年12月に過年度納付されていることが確認できる上、申立人の居住している区の被保険者名簿でも、当該期間の保険料は過年度納付されていることが確認できることから、申立人の母親は、申立人の手帳記号番号が払い出された同年同月の時点でさかのぼって納付が可能な期間について保険料を過年度納付したものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4672

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月 1 日から 28 年 9 月 1 日まで
私は、昭和 24 年 4 月 1 日から 28 年 8 月 31 日まで、A社に勤務していたが、同社に勤務していた全ての期間が被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の退職願及び申立人の同社における勤務内容の記憶が同僚の証言と一致することから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の退職願についてA社は、「申立期間当時の人事稟議書^{りん}について調べたところ、正社員以外の従業員も退職願を届け出ている習慣があり、退職願が保管されていることが正社員であったという判断にはならない。」と回答している。

また、A社は、「昭和 26 年 1 月 25 日立案の臨時昇給名簿は、22 名の氏名が記載されており、営業報告書に記載されている同年 3 月末在籍の正社員数 23 名とほぼ一致することから、臨時昇給名簿に記載されている従業員は社員全員の記録であり、この臨時昇給名簿には申立人の氏名が記載されていないことから、申立人は正社員ではなかったと考えられ、申立人は正社員ではなかったので厚生年金保険には加入させていなかったと推測できる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年1月1日から同年10月1日まで
② 昭和35年9月20日から38年4月1日まで

昭和32年6月から38年に独立するまで、A氏のもとで勤務していた。34年1月に結婚し、B地の工事現場に派遣されたり、近場のG工事等の業務に携わっていた。35年4月からはC地の現場に派遣され、最終的に36年の初冬頃C地から戻ってきた。その後は、近場の工事現場や過去にも手掛けたことがあるB地の工事現場で働いていた。会社は2社になるが、同じ会社に勤務していたと思っていた。また、勤務している間はずっと厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険も継続していたと思っていたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない時期が2か所ある。調査して被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言及び申立人の勤務に係る詳細な記憶から、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、D社は、昭和34年5月1日に厚生年金保険の適用事業所（以下「新適」という。）となっており、申立期間①のうち、同年5月1日より前の期間については、適用事業所になっていないことが確認できる。

また、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚4名のD社での厚生年金保険への加入状況を見ると、2名は同社の新適日に加入しているが、そのうちの1名は、申立期間①中に一旦被保険者資格を喪失し、昭和35年2月1日に再び同資格を取得しており、残りの2名については厚生年金保険に加入していない。

さらに、D社の実質的な経営者のA氏及び申立期間①において同社で社

会保険を担当していた者の同社に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和 35 年 4 月 1 日又は同年 5 月 10 日となっており、申立人についても 34 年 10 月 1 日に同資格を取得していることを考え合わせると、同社では厚生年金保険の加入手続において個人ごとに取り扱いが異なっていた状況がみられる。

加えて、申立期間①の前に D 社と同一経営者の E 社において厚生年金保険の加入記録のある者のうち 3 名は、申立期間①において、F 社の厚生年金保険の加入記録があるが、いずれも死亡か所在不明であり、その経緯について確認することができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認することができない。

また、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、申立人は昭和 32 年 6 月から 38 年に独立するまで、A 氏のもとで勤務していたと述べているところ、同僚の証言から、申立人が当該期間において A 氏のもとで D 社に係る業務に従事していたことは推認できる。

しかし、D 社の社会保険事務担当者は、申立人が独立して厚生年金保険から脱退したことは記憶しているが、その時期については不明であると述べている。

また、申立人が、独立後に一緒に勤務していたとする H 社の当時の事務担当者は既に死亡していることから、申立人の独立時期について証言を得ることができない。

さらに、申立人は、自身の独立に当たり、「D 社の実質的な経営者である A 氏に、子どもが誕生した昭和 35 年のお盆の時期か C 地の工事が中断されたところに独立について相談したことがある。」と述べている。

加えて、申立期間②において、C 地の工事に従事していたとして申立人及び同僚が名前を挙げた同僚 2 名に照会したが回答は得られず、A 氏は既に死亡していることから、申立人の D 社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、給与明細書等、申立てに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料を所持しておらず、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月 31 日から 57 年 5 月 26 日まで
② 昭和 57 年 9 月 21 日から 58 年 4 月 20 日まで
③ 昭和 58 年 5 月 31 日から 59 年 4 月 1 日まで

私は、A社に昭和 54 年 7 月から 57 年 5 月まで勤務していたが、厚生年金保険の記録では、55 年 1 月から 57 年 4 月までの被保険者記録が欠落している。

また、昭和 57 年 5 月から 59 年 3 月まではB社に勤務していたが、57 年 9 月から 58 年 3 月までの期間と同年 5 月から 59 年 3 月までの期間の被保険者記録が欠落している。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人は、昭和 54 年 7 月 21 日から 56 年 11 月 20 日までの期間について、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、オンライン記録において、昭和 55 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、昭和 54 年 7 月からA社で3年程度勤務したとする同僚は、「A社勤務中に、社員全員、国民年金に切り替えるよう会社から指示があった。」と証言しており、オンライン記録において、当該同僚は 55 年 1 月 31 日に同社において被保険者資格を喪失し、同年 3 月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の記録において、申立人は、B社での厚生年金保険被保険者期間を含め、C社における雇用保険の被保険者期間となっていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、C社は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の喪失日は、昭和57年9月21日であり、健康保険被保険者証を同年10月18日に返納していることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「B社での厚生年金保険の加入は、希望制であった。」と証言しているほか、一部の同僚は、「B社での勤務期間は、国民年金に加入していた。」と証言していることから、同社では、厚生年金保険に従業員全員は加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間③について、雇用保険の記録において、申立人は、C社を昭和58年10月20日に離職し、翌日の同年10月21日にD社において被保険者となっていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和59年12月1日であり、申立期間③は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、同社において昭和58年5月31日に2回目の資格喪失となり、同年8月15日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、B社は当該期間中の昭和58年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月 1 日から 47 年 10 月 1 日まで
② 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 55 年 10 月 1 日から 57 年 8 月 1 日まで
④ 平成 10 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑤ 平成 10 年 8 月 1 日から 11 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 9 月から平成 13 年 7 月まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、厚生年金保険の標準報酬月額は、申立期間①から⑤までにおいて、当時の報酬に見合ったものとなっていない。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑤までについて、当時の標準報酬月額の最高等級を上回る報酬を得ていたとして申し立てている。

しかし、B 社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は、保存期間経過のため保管しておらず、申立人に係る保険料控除及び届出の内容について不明。」と回答しており、申立人の申立期間当時の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

申立期間①から③までについて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の標準報酬月額等の記載内容に記録訂正の形跡は無く、オンライン記録に記載されている標準報酬月額とも一致している。なお、C 健康保険組合は、申立期間①から③までに係る資料は保管していないと回答している。

申立期間④及び⑤について、オンライン記録及び C 健康保険組合の記録

によると、当該期間の標準報酬月額は、申立期間④は 41 万円、申立期間⑤は 53 万円と一致している。

また、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、「自分の標準報酬月額は妥当である。」と供述しており、そのうちの 1 名は給与明細書を一部保管しており、当該給与明細書を確認したところ、給与明細書の厚生年金保険料控除額とオンライン記録の標準報酬月額から計算した保険料控除額は一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①から⑤までについて、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までについて、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和44年3月21日から47年3月21日までの期間及び同年4月13日から50年6月11日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和47年3月21日から同年4月1日までの期間及び50年6月11日から同年7月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年3月21日から47年3月21日まで
② 昭和47年3月21日から同年4月1日まで
③ 昭和47年4月13日から50年6月11日まで
④ 昭和50年6月11日から同年7月1日まで

申立期間①及び③については、A社とB社に勤務しており、給与明細書の一部を保管しているため、給与明細書の厚生年金保険料の控除額が社会保険事務所（当時）の記録と一致しているか調べてほしい。

申立期間②については、昭和47年3月21日までA社に出勤し、同日に退職届を提出して、同年3月31日まで有給休暇を取得した。退職届には3月31日付けで退職としたはずである。

申立期間④については、昭和50年6月11日までB社に出勤し、同日に退職届を提出して、同年6月30日まで有給休暇を取得した。退職届には6月30日付けで退職としたはずである。

厚生年金保険の被保険者の記録が無いので、申立期間②及び④を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人が保管している給与明細書（昭和45

年10月分から同年12月分まで、46年2月分から同年9月分まで、47年4月分、同年8月分から同年10月分まで、48年1月分から同年4月分まで、同年7月分から同年9月分まで、同年11月分から49年1月分まで、同年3月分及び同年4月分、同年6月分及び同年7月分並びに同年12月分)で控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とオンライン記録による標準報酬月額は一致している。

また、当該期間のうち、給与明細書の保管されていない期間についても、その前後の月の給与明細書から、オンライン記録における標準報酬月額に不自然さはない。

さらに、A社及びB社は、申立期間当時の賃金台帳等を保管していない上、申立人が保管している給与明細書のほかに厚生年金保険料の控除を確認できる資料が無く、控除された保険料に見合う標準報酬月額とオンライン記録による標準報酬月額が相違しているか否かを確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、昭和47年3月31日までA社に勤務していたと主張している。

しかし、厚生年金基金の加入員記録では、資格喪失日は、昭和47年3月21日であることが確認でき、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

また、申立人は、当時の同僚及び上司の氏名を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について聴取することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚16名に文書照会を行ったところ、6名から回答があったが、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

申立期間④について、申立人は、昭和50年6月30日までB社に勤務していたと主張しており、雇用保険の記録では、申立人は、同日に離職していることが確認できる。

しかし、申立期間④当時、B社において厚生年金保険の被保険者であった同僚5名の雇用保険記録を照会したところ、5名全員の厚生年金保険の資格喪失日と雇用保険の離職日が相違しており、うち4名は申立人と同じく雇用保険の離職日が厚生年金保険の資格喪失日より遅くなっていることが確認できる。

また、申立人は、当時の同僚及び上司の氏名を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について聴

取することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚11名に文書照会を行ったところ、6名から回答があったが、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立期間②及び④において、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほかに保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月31日から24年4月1日まで
② 昭和39年2月から同年12月まで

私は、申立期間①において、A国の駐留軍の船にD職として乗っていた。船員手帳では、昭和22年5月31日から24年9月22日まで継続して雇われていた記録となっているが、ねんきん特別便で見付かった記録が5か月しか無い。調査をして、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②において、B社(現在は、C社)にE職として勤務していたが、厚生年金保険被保険者の記録が無い。

調査をして、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA国駐留軍の船舶に乗っていたことは、申立人が提出した船員手帳の記録から確認できる。

しかし、日本船舶以外の船舶で連合軍等のため労務に服する労務提供船員については、船員法施行規則の一部を改正する省令(昭和24年運輸省令第40号)により、昭和24年7月27日から船員保険が適用されることとなっていることから、駐留軍の船舶に乗っていた申立人は、当該期間において船員保険の適用がなかったものと認められる。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、所在が不明のため、船員保険料の控除についての証言を得ることはできないほか、申立人は、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除をうかがえる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、B社から社会保険事務の委託を受けていた社会保険労務士が保管する「健康保険厚生年金失業保険台帳」並びに当該期間当時から在籍していた元代表取締役及び同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、上記の健康保険厚生年金失業保険台帳において、申立人は昭和39年10月1日から40年5月1日まで失業保険に加入しているが、厚生年金保険には加入していないことが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、C社は、当該期間当時の厚生年金保険料の控除を確認できる資料は保管しておらず、「申立人から厚生年金保険の加入について問い合わせがあった。当社では、全従業員の厚生年金保険被保険者証等を預かっていたが、平成元年頃に全て各々に返却した。申立人に返却の有無について確認したところ、何も返却されていないとのことだったので、返却されていないのであれば、厚生年金保険には加入していなかったということである旨を説明した。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 30 日から 44 年 3 月 1 日まで
私は、昭和 42 年 1 月 11 日から 44 年 4 月 22 日まで、A社において継続して勤務していたにもかかわらず、43 年 8 月 30 日から 44 年 3 月 1 日まで、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることから、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の申立期間において被保険者記録がある者は、3名であることが確認できるものの、そのうち、事業主は既に死亡しており、同僚のうち1名は住所不明、残り1名は照会文書に対する回答が得られない。

また、申立期間後に被保険者資格を取得している複数の者に照会したところ、そのうち、事業主の次男は、「A社は、父（事業主）が亡くなった時に閉鎖して、弁護士の許可を得た後、資料も破棄した。私は役員ではないので、詳しいことは分からない。」と証言している。

さらに、A社に照会文書を送付するも回答が無い上、商業登記簿謄本に記載されている事業主（死亡）を除く役員2名については、特定できないことから、同社を管轄する年金事務所に照会したところ、「同社は、現在、連絡が取れない状況である。」と回答しており、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

加えて、上記の被保険者名簿においては、申立期間前後に健康保険整理番号の欠番等記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらず、申立人の記録はオンライン記録と一致しており、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録に不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 4679 (事案 131 の再々申立て、事案 953 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 45 年 12 月 11 日まで
昭和 49 年 10 月頃に厚生年金保険被保険者証を紛失したため、A 社会保険事務所(当時)に出向き再交付の申請をしたところ、B 社(現在は、C 社)に勤務していた期間について脱退手当金が支給されていると言われた。

昭和 45 年 12 月に B 社を退職する際、脱退手当金という制度について説明を受けたが、年金を受給することを選択したので、当然脱退手当金を請求しておらず受け取った記憶もないので、申立期間について再度調査をして厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前々回の申立てについては、i) 申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金を支給済みである旨の「脱・A(社会保険事務所名)」の表記が記されており、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難いこと、ii) 申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていること、iii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 46 年 1 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 8 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の申立てについては、申立人は、新たな資料等を提出することなく、「脱退手当金の請求手続及び受給について覚えがない。」との従来の主張を繰り返しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新

たな事情とは認められないほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらず、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の申立内容は、当時一緒に勤務していたとする2名の同僚が申立人の脱退手当金の未受給について証言をするというものであるが、当該同僚に照会したところ、1名は、会社から脱退手当金について説明を受けたものの、年金受給を選択したとして、退職1か月後から国民年金保険料を納付し、ほかの1名は、会社からの説明についての記憶は曖昧であるが、年金受給を選択したとして退職の翌月から国民年金保険料を納付しており、いずれも脱退手当金を受給していないことは確認できるが、この2名の同僚からは、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる供述は得られず、そのほかにも、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 33 年 7 月 5 日まで
ねんきん特別便を見て、A社B工場に勤務していた期間の厚生年金保険の加入期間が脱退手当金を支給済みの記録になっていることを知った。しかし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている脱退手当金の受給資格を満たしている女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失している者は13名おり、うち11名について脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立人と同一日に資格を喪失した者で、脱退手当金の支給記録がある6名は、申立人と同一日に脱退手当金を支給決定され、そのうちの1名が事業所が手続したと述べており、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であったことも踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているほか、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給金額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和33年10月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 1 日から 13 年 2 月 28 日まで

私は、B業のA社を経営していたが、平成 13 年 2 月に資金繰りに行き詰まり、社会保険料の納付が遅延した。社会保険料の遅延分について、社会保険事務所（当時）の指導により手形で納付したが、A社の倒産により保険料分の手形が不渡りになり、その時、社会保険事務所の担当者から指導があり、代表者の標準報酬月額を納付した保険料に見合う額に遡って減額すれば精算できるという指導に従った。その後、旧社会保険庁職員による標準報酬改ざん問題が報道され、私の場合もその中の一例であったことに気が付いたので、改ざん前の厚生年金保険の標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、41 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 13 年 2 月 28 日に、11 年 8 月 1 日に遡って 10 万 4,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間において、A社の代表取締役であったことが閉鎖事項全部証明書により確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があり、滞納保険料の納付について、社会保険事務所の担当者の指導に従ったと供述していることから、申立人はA社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 7 月 11 日から 25 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 24 年 7 月 11 日から 25 年 1 月 31 日まで A 社に勤務していた。仕事が忙しいとき友人に来てもらい一緒に仕事をしたが、私の方が先に退職してしまった。

友人は、A 社で働いたときの被保険者記録があるので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元事業主の証言により、期間は特定できないものの、申立期間当時に申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録により、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 45 年 7 月 1 日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A 社では、「申立期間当時の給与関連資料を保存していないが、厚生年金保険の適用事業所となる前は、保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間当時に A 社で一緒に勤務したとする友人は、当該期間において同社に係る被保険者となっていないことが確認できる。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月頃から23年7月1日まで
② 昭和23年12月7日から25年11月1日まで
③ 昭和26年1月1日から同年6月1日まで
④ 昭和26年7月31日から同年11月19日まで
⑤ 昭和30年9月18日から同年11月1日まで

私がねんきん特別便で確認したところ、A社に昭和22年1月頃から25年10月31日まで勤務していたにもかかわらず、入社してから23年7月1日までの期間と同年12月7日から25年11月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

その後一度B社に勤務した後、再度A社に入社し、C社に入社するまでの期間に勤務したが、その記録も全て無い。

C社には、昭和26年6月1日から同年11月18日まで勤務したが、同年7月31日からの記録が無い。

D社には、E社を離職後、間を空けることなく昭和30年9月18日から勤務したが、同年11月1日までの期間の記録が無い。

申立期間①から⑤までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社で働き始めたのは寒い時期だったので、厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和23年7月1日となっているのはおかしいと主張しているが、申立人が31年1月25日付けで作成しF社に提出した履歴書には、23年3月までG学校に在籍していた旨記載されており、A社に勤務していた旨の記載は無い。

また、A社は昭和23年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人は当時の同僚の名前を記憶しておらず、申立人と同日に被保険者資格を取得した同僚数名に照会したが、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除に関する証言は得られなかった。

加えて、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿には、申立人がA社において昭和23年7月1日に被保険者資格を取得した記載があり、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日とも一致している。

また、A社は既に廃業しており、事業主に当時の状況を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務するまでA社に勤務していたと主張しているが、上記履歴書には、同社に係る記載は無く、勤務期間の確認ができない。

また、申立人は、A社における離職時の記憶は曖昧であり、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言は得られなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の資格喪失日は昭和23年12月7日と記載されており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格喪失日と一致している。

申立期間③について、申立人は、B社に勤務していた当時、A社の人に、もう一度戻って働いてほしいと言われて再度勤務したと述べている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和26年1月1日に被保険者資格を取得した者は無く、同年において、資格を取得した者は5名で、その取得日は同年4月1日であり、その中に申立人の名前は無く、それ以後、27年9月30日に適用事業所でなくなるまでの間、被保険者資格を取得した者はいない。

また、上記5名の同僚からは、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について証言を得ることはできなかった。

申立期間④について、申立人は、C社に勤務した期間が1か月しかないはずはなく、次の事業所で働き始めるまで勤務していたはずだと主張しており、申立人が記憶する同僚も、「そんなに短かったはずはない。」と証言しているものの、上記履歴書には、同社に係る記載が無く、勤務期間の確認ができない。

また、上記同僚からは申立人のC社における離職時期についての証言を得ることはできない上、ほかの同僚からも申立人の申立期間④に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について証言を得ることはできなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和 26 年 6 月 1 日、資格喪失日は同年 7 月 31 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

申立期間⑤について、上記履歴書には、昭和 30 年 10 月にD社に入社との記載があることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚は、入社日は定かではないが、D社には試用期間があり、厚生年金保険の加入は、入社と同時ではなかったと証言している。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の資格取得日は昭和 30 年 11 月 1 日と記載されており、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿には、申立人がD社において同日に被保険者資格を取得したとの記載があり、どちらも同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日と一致している。

このほかに、申立人の申立期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 52 年 6 月頃まで
私は、昭和 49 年 4 月 1 日から 52 年 6 月頃まで、A社のB店でC職として勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び申立人の勤務状況についての記憶から、申立人が申立期間においてA社B店に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 57 年 9 月 1 日であり、同社B店が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 9 月 16 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間においてA社の取締役であった同社B店の事業主も、同社が適用事業所となった昭和 57 年 9 月 1 日に初めて厚生年金保険の被保険者となっており、申立期間においては厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認できる。

さらに、A社B店が適用事業所となった時に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の従業員は、「A社B店が厚生年金保険に加入する前から勤務していたが、それまでは国民年金に加入していた。厚生年金保険に加入することになった時に、事業主から説明を受けたと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から同年 10 月 27 日まで
② 昭和 34 年 3 月 2 日から 38 年 3 月 16 日まで
③ 昭和 38 年 5 月 26 日から 40 年 7 月 11 日まで
④ 昭和 41 年 3 月 1 日から 42 年 2 月 11 日まで

私は、平成 10 年に年金受給の手続をした際に、申立期間について脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。

A 社は、結婚のために退職したが、同社から脱退手当金に関する説明は無く、受給した記憶も無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が昭和 42 年 5 月 25 日に記されているのが確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の同年 6 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さがうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4686 (事案 345 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 24 日から 21 年 11 月 1 日まで
前回の申立てでは、昭和 21 年 1 月 30 日から同年 11 月 1 日までを申し立てていたが、A社に入社したのはB社を退職した翌日からであった。また、当時の同僚2名の名前を思い出したことから、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立てについては、申立人の同社における勤務内容や同僚の氏名を記憶していることから、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 21 年 11 月 1 日となっており、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除された事実を確認できる給与明細書等の資料が無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 24 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は元同僚2名の名前を挙げているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該同僚は申立人より後に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が申立期間に勤務していたとする証言を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた事業主は、前回の申立てにおいて事業主の家族が「当人は高齢で、体調も悪いため、当時の話をするのは無理である。」としており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月から 28 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 25 年 5 月に A 事業所（現在は、B 事業所）に C 職の無給助手として入所し、26 年 4 月からは有給になったと記憶している。それにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録は 28 年 4 月 1 日からとなっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所発行の在職期間証明書及び同事業所保管の申立人の人事台帳から、申立人は、昭和 25 年 5 月から平成 4 年 3 月まで A 事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 事業所が保管している社会保険被保険者台帳から、申立人の厚生年金保険の資格取得日は、昭和 28 年 4 月 1 日であることが確認でき、申立人の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日と一致している。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間の前後である昭和 25 年 9 月 25 日から 28 年 11 月 1 日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得している職員 16 名（うち 3 名は、申立人が同事業所に勤務していた同僚として記憶していた者）に照会した結果、申立人と同様に C 職であった旨の回答をしている複数の同僚の厚生年金保険資格取得日は、入所日又は有給となった日から、1 年以上（最長 67 か月）経過している日であることが確認できることから、同事業所では、C 職の者に対しては、入所日又は有給となった日から、一定の期間をおいて厚生年金保険に加入させていたものと推測される。

さらに、申立期間当時、A事業所で社会保険手続の事務に携わっていた者は、「C職の者についての厚生年金保険加入の基準や時期については、理事の判断であったと記憶している。」旨の証言をしている。

加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 15 日から 58 年 5 月 26 日まで
私は、昭和 57 年 8 月 26 日から 60 年 7 月 16 日までの期間、継続して A 社に勤務し、その間、取引先の B 社工場に工員として派遣され、厚生年金保険の被保険者であったはずだが、厚生年金保険の記録では、申立期間の被保険者記録が欠落している。

給与明細書等保険料控除を証明できる資料は無いが、毎月の給与から保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもその前後の期間と同様に A 社に勤務していたと主張している。

しかしながら、当時の事業主は、「申立人は A 社に勤務していたが、申立期間に勤務していたかは不明である。」と回答していることに加え、当時の同僚から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたとの供述は得られなかった。

また、A 社における複数の同僚の雇用保険の加入記録は、いずれも同社における厚生年金保険被保険者期間と一致していることから、同社は当時、厚生年金保険及び雇用保険に係る手続を、一体的に行っていたことがうかがえるところ、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録は、昭和 57 年 8 月 26 日に被保険者資格を取得後、同年 9 月 14 日に一旦離職、58 年 5 月 26 日に資格を再取得し、60 年 7 月 15 日に離職となっており、申立人のオンライン記録における厚生年金保険被保険者期間と一致している。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持していないため、

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できない上、A社は既に解散しており、人事記録等の関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の被保険者記録を調べたところ、A社、B社及びC社に勤務した期間については、脱退手当金を支給済みとの回答があった。B社退職後に脱退手当金を受給したが、C社退職後は脱退手当金を受給していない。申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前に勤務していた2社分の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金は申立期間以前に受給したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無い上、申立人が受給したことを認めている2社に係る脱退手当金は、申立期間と合算して支給されたことになっていることが確認できるほか、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給決定した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金の支給処理を行った最終事業所を管轄する社会保険事務所名で脱退手当金を支給した旨の「脱」表示を行うように通知されていたところ、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証にはD社会保険事務所名の「脱」表示が確認できるが、同社会保険事務所（当時）は、申立人が脱退手当金の受給を認めているA社及びB社の所轄ではなく、申立期間に係るC社を所轄する社会保険事務所である。

また、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示は記載されていないが、申立人のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、当該「脱」表示が記載されていることから、申立期間の脱退手当金は、申立人が

受給を認めている期間と併せて請求されたものと認められる。

さらに、申立人の脱退手当金の支給額は、法定支給額とほぼ一致しており、脱退手当金は、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月15日頃から同年9月15日まで
私は、A社には昭和25年4月15日頃から勤務していたのに、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年9月15日となっている。

その理由は、数字の4を9と読み違えたか書き間違いをしたのだと思うので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと述べている。

しかしながら、申立人は、当時の上司及び同僚の名前を記憶していないことから、これらの者に申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会できず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間当時に同社に在籍が確認できる複数の同僚に照会しても、申立人を記憶していないか、申立人を記憶していても勤務期間について記憶していないと回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、申立人は、試用期間は無かったと主張しているが、複数の同僚は、入社時期と厚生年金保険の取得日に差異があり、試用期間があったと回答している。

さらに、A社の後継会社であるB社では、「A社が潰れたため、先代社長がAの社名を借りて仕事をしていた。B社の会社設立は昭和34年であるため、それ以前の期間については不明である。」と回答していることから、申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない上、申立人は申立期間の保険料控除を示す給与明細書等を所持していない。

なお、申立人は、社会保険事務所(当時)が数字の4月を9月と書き間違えたか読み間違えた可能性があるとして主張しているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び上記の被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得日は、いずれも9月と明瞭に記載されている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4691 (事案 2608 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 22 日から 29 年 2 月 2 日まで

私は、昭和 28 年 3 月に中学校を卒業してすぐに学校の世話で A 社に就職した。同じ中学校を卒業し一緒に入社した友人の記録は同年 5 月からあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと第三者委員会に申立てを行ったが、「記録を訂正する必要は認められない。」との通知をもらった。

しかし、新たな情報として、A 社に勤務していた従兄の名前を思い出したので、申立期間について再度調査をして審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社に入社したことは、同じ中学校を卒業した同僚の証言から推認できるものの、当該同僚からは申立人の申立期間についての勤務実態の証言が無く、同室であったとする同僚が申立期間の途中に辞めたことや再度戻ってきたことなどを申立人が覚えておらず、申立期間の勤務実態が確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 5 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人が、新たに共に勤務していたとして名前を挙げた従兄は、「申立人は私より後に入社した。1、2 か月ぐらい一緒に働いたと思う。」と供述しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該者の同社における資格取得日は、申立人の資格取得日の約 3 か月前であり、申立人と当該者が共に被保険者となっている期間は約 2 か月であることが確認できる。

これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、こ

のほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月頃から 34 年 8 月頃まで

私は、昭和 33 年 4 月頃から 34 年 8 月頃まで A 社（後の B 社）に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当時の事業主から、年金に関する説明を受けたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る勤務場所や勤務内容を詳細に記憶しており、B 社の元役員が申立人は A 社に勤務していたと供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 4 年 8 月 1 日であり、申立期間においては、A 社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B 社は既に解散しており、申立期間当時の人事記録等は保管されていない上、申立人が勤務した当時の事業主は、既に死亡していることから当時の状況を聴取することができない。

さらに、B 社の元役員は、「平成 4 年に事業所として厚生年金保険に加入した。それ以前については、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無かったと思われる。」旨を回答している。

加えて、申立人が記憶する同僚は連絡先が不明であり、照会をすることができない。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持しておらず、保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 1 月 21 日まで
② 昭和 38 年 1 月 1 日から同年 9 月 11 日まで
③ 昭和 38 年 12 月 10 日から 40 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録を調べたところ、A社、B社及びC社に勤務した期間については、脱退手当金を支給済みとの回答があったが、脱退手当金の制度自体を知らないので、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所であるC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページ及びその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年8月1日の前後3年程度の期間内に資格を喪失し、同社を最終事業所とする脱退手当金の受給要件を満たしている14名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む10名に脱退手当金の支給記録があり、うち7名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、当時同社では、事業主による代理請求が行われていた可能性が考えられる。

また、申立人のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所となる同社での厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の厚生年金保険手帳記号番

号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

加えて、申立人からは直接聴取できないものの、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月1日から30年2月28日まで
② 昭和32年7月1日から36年4月18日まで
③ 昭和36年4月18日から同年9月26日まで
④ 昭和36年12月2日から37年9月30日まで
⑤ 昭和37年10月1日から40年5月30日まで

私の年金受給額を確認したところ、昭和28年9月1日から40年5月30日までの期間が脱退手当金を支給済みとのことだった。B社に係る被保険者期間については、同僚と共に脱退手当金の手続を行ったが、同社以外の厚生年金保険の加入期間については、脱退手当金の手続は行っていないし、受け取ってもいない。また、A社を退職後半年もたって支給された記録となっていることも納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された6社にわたる申立期間の脱退手当金は、支給月数に誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から昭和40年7月6日に当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているほか、脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の同年11月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人はB社に係る厚生年金保険被保険者期間について、脱退手

当金の手続を行ったと述べているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は確認できない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年夏頃から 38 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 31 年の夏頃から 39 年 11 月 4 日までB社（昭和 33 年 1 月にC社に社名変更）に継続して勤務していたが、31 年の夏頃から 38 年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚は、申立期間のうち、昭和 32 年から 34 年までB社において、申立人と一緒に勤務していたと証言していることから、申立人が申立期間のうち一部の期間について、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及びC社に係る事業所別被保険者名簿の記録から、同社が新規に厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 38 年 7 月 1 日（以下「新適日」という。）であり、申立人は、同社の新適日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B社の事業主は、昭和 26 年 6 月 4 日から 32 年 3 月 29 日までA社における厚生年金保険の被保険者記録があり、その後、申立人と同様にC社の新適日に被保険者資格を取得していることがオンライン記録で確認でき、同年 3 月 29 日から 38 年 7 月 1 日までの期間の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、「C社の新適日は昭和 38 年 7 月 1 日であり、この時に厚生年金保険に加入した。」、「申立期間当時の健康保険被保険者証は区役所の窓口で受領した。」と述べている。

加えて、C社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人を含む7名が記載されているが、申立人は事業主の氏名のみ記憶しており、当該被保険者

名簿に記載されている同僚については全く記憶していない。また、当該被保険者名簿に記載されている事業主は既に死亡しており、ほかの被保険者についても、死亡又は連絡先が不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

また、C社の厚生年金保険の新適日より前に同社と一緒に勤務していたとして申立人が名前を挙げた同僚からは、「昭和32年から34年までB社で申立人と一緒に勤務していた。」との証言が得られたが、当該同僚も同社における被保険者記録は無い。

さらに、上記の同僚から「C社は給与が遅配したり、一週間分の支給だったり不定期だった。」との証言が得られたが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についての証言を得ることができなかった。

このほか、申立人は申立期間の保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 1 日から 40 年 3 月 16 日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が脱退手当金を支給済みの記録となっていた。脱退手当金が支払われたとする時期は、B町に住んでいたが手続を行った覚えは無く、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿の備考欄に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が確認できる。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後に支給決定されている上、支給月数に誤りは無く、支給金額も法定支給額と一致しているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月頃から 8 年 4 月 13 日まで
私は、平成 5 年 4 月頃から 8 年 4 月 12 日まで A 社に勤務していた。入社の際に年金手帳を会社に提出し、退職するまで会社に預けていたので、厚生年金保険の被保険者となっていたと思っていたが、同社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与所得の源泉徴収票の記載内容から、申立期間に申立人が A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社は、平成 5 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年 4 月から同年 9 月 30 日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人から提出された平成 7 年分及び 8 年分の給与所得の源泉徴収票により、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A 社の元事業主は、「社会保険の加入については、本人の希望により加入手続を行っており、社会保険に加入していない従業員からは保険料の控除は行っていなかった。」「当社では、従業員の年金手帳を預かることはしていなかった。」と述べている上、申立人が当時の事務担当者だったと記憶する同僚は、「自分自身はパートだったので厚生年金保険には加入していなかった。」と述べており、複数の同僚は「勤務形態により厚生年金保険の取扱いが異なっており、正社員以外の従業員は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と述べていることから、同社では、

雇用形態や本人の希望により厚生年金保険に関する取扱いが異なっていたことがうかがわれる。

加えて、申立人は申立期間において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
私が A 社を退職したのは平成 7 年 9 月 30 日付けであるのに、厚生年金保険の記録では、同年 9 月 30 日の資格喪失となっている。資格喪失日は同年 10 月 1 日のはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する申立人の「健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書」には、退職日は平成 7 年 9 月 29 日、資格喪失日は同年 9 月 30 日と記載されている。

また、雇用保険被保険者記録では、申立人の A 社における離職日は、平成 7 年 9 月 29 日となっており、上記の通知書と一致している上、同社が加入している B 健康保険組合における申立人の被保険者資格喪失日とも一致している。

さらに、申立人の所持する平成 7 年 9 月の給与明細書から、1 か月分の厚生年金保険料の控除が確認できるが、A 社は、当時、保険料は翌月控除であったとしており、申立人が同社に入社した月の給与明細書では保険料控除が確認できないことから、当該保険料は同年 8 月の保険料であると認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から28年11月1日まで
私は、A社のB施設でC職として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。B施設の名称は何度か変更したが継続して勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に働いていたとして名前を挙げた同僚の証言及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人は、昭和27年9月1日資格取得、29年9月23日資格喪失と記載されていることから、申立人が当該期間に同社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記の被保険者名簿には、「任包健のみ」の記載がある上、健康保険の適用年月日欄には「昭和27年7月1日」、厚生年金保険の適用年月日欄には「昭和28年11月1日」の記載があることから、A社は、昭和27年7月1日から28年10月31日までは、健康保険のみの適用事業所であり、申立期間には厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は昭和26年7月1日以前からA社のB施設でC職として勤務していたと述べ、同日以前は厚生年金保険の被保険者となっていたところ、駐留軍従業員の健康保険及び厚生年金保険の適用範囲については、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付け保発第51号厚生省保険局長通知）により、同年7月1日以降においては、雇用関係の切替えにより、ハウス、ホステス等の家事使用人及びクラブ、宿舍施設、食堂、映画事業等に使用

される者は、強制被保険者とならないこととなっている。

さらに、申立人が申立期間において一緒に勤務していたとする同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年11月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。